資料３－１

第２次大田区環境基本計画

行動計画 2026（案）

Annual Action Plan & Report

2027（令和9）年３月

第２次大田区環境基本計画　概要

基本的事項

■ 目的

本計画は、区の施策を環境という視点から整理・体系化するとともに、区が策定する個別計画や事業等に対して、環境の保全に関する基本的方向を示すものです。
大田区環境基本計画（前期・後期）及び大田区環境アクションプランに基づく取組を継承しながら、想定を超えた速さで進む地球環境の変化に伴う新たな環境課題や社会的要請に対し、柔軟かつ総合的に対応する新たな指針となるよう計画体系を再構築しました。

■ 位置づけ

「大田区環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最上位計画です。
大田区の最上位の指針であり、区に関わるすべての人々の共通の目標である「大田区基本構想」、及びその将来像を実現する戦略的政策体系「大田区基本計画」の実現を環境面から支えます。
また、区の環境に関連する個別分野の計画や「おおたSDGs未来都市」の取組と連携し、誰一人取り残さない持続可能なまちづくりを進めます。

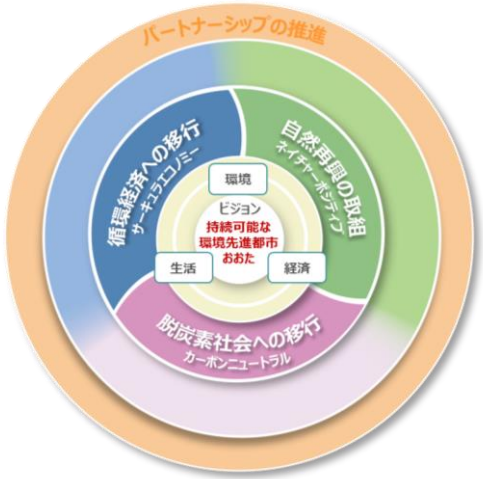
■ 計画期間

2025（令和7）年度～2030（令和12）年度までの６年間

■ 包含計画

○「地球温暖化対策推進法」第21条に基づく「大田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」
○「生物多様性基本法」第13条に基づく「大田区生物多様性地域戦略」
○「気候変動適応法」第12条に基づく「大田区気候変動適応方針」
○「食品ロス削減推進法」第13条に基づく「大田区食品ロス削減推進計画」

めざす姿



区民・事業者・区、あらゆる主体のパートナーシップを土台とし、

- **脱炭素社会への移行**　- カーボンニュートラル -
- **自然再興の取組**　- ネイチャーポジティブ -
- **循環経済への移行**　- サーキュラーエコノミー -

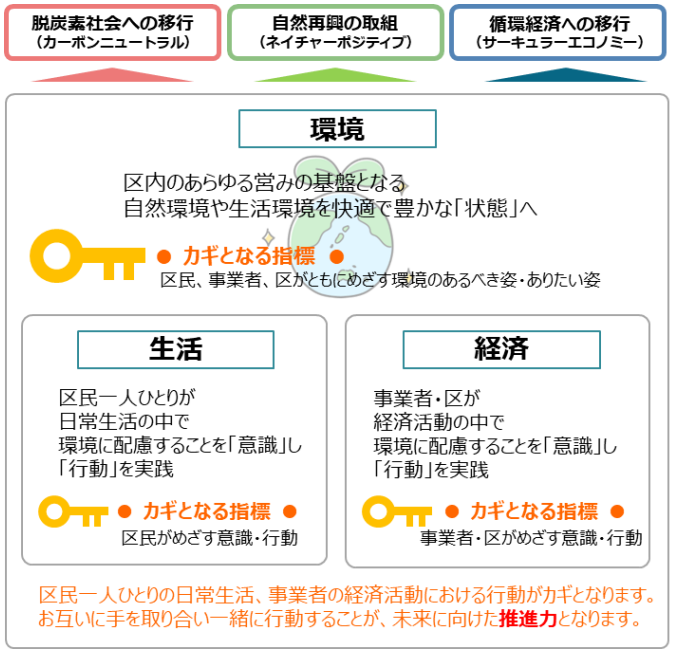
３つの目標達成を通じて環境・生活・経済の好循環による
持続可能な環境先進都市おおたを実現します。

第２次大田区環境基本計画　概要

指標設定

■ 指標設定の考え方

３つの目標を達成するため、
区内のあらゆる営みの基盤となる「環境」、
区民が日々暮らす「生活」、
区内の事業活動が回す「経済」
をカギ（視点）に指標を設定し、
2030（令和12）年度の目標に
どれだけ近づいたかを表します。



■ ３つの目標達成のカギとなる指標

令和７年度実績（未更新）

	カギ(視点)	指標	最新値	目標値 2030年度
1	脱炭素社会への移行 **環境**	1)大田区における温室効果ガス排出量の削減率	1）▲13.9% 2021年度実績 (2013年度比)	1）▲50% (2013年度比)
2	環境×**生活**	1)省エネ行動に取り組む区民の割合 ※3項目以上 2)家庭のCO_2排出量の削減率 ※家庭部門	1）76.7% 2023年度実績 2）▲9.9% 2021年度実績 (2013年度比)	1）82% 2）▲50% (2013年度比)
3	環境×**経済**	1)事業者のCO_2排出量の削減率 ※業務部門＋産業部門 2)大田区役所の温室効果ガス排出量の削減率 3)環境に配慮した経営をする企業の割合（脱炭素化）	1）▲21.9% 2021年度実績 (2013年度比) 2)▲31.5% 2023年度実績 3）13.4% 2023年度実績 ※中小規模事業所	1）▲50% (2013年度比) 2）▲51% (2013年度比) 3）35%
4	自然再興の取組 **環境**	1)みどり率※1 （参考)緑被率※2	1）25.3% 2018年度実績 （参考）18.32%	1）28% (参考）21.5%
5	環境×**生活**	1)生き物の豊かさの満足度 2)身近な場所で水や緑に親しめると感じている区民の割合	1）27.2% 2023年度実績 2）58.8% 2024年度実績	1）40% 2）62%
6	環境×**経済**	1)環境に配慮した経営をする企業の割合（生物多様性）	1）4.9% 2023年度実績 ※中小規模事業所	1）29%
7	循環経済への移行 **環境**	1)区民1人1日当たりのごみ量と資源の総量	1）585g 2023年度実績	1）542ｇ
8	環境×**生活**	1)ごみ減量・リサイクルに取り組む区民の割合 2)家庭系食品ロス量の削減率	1）73.9% 2023年度実績 2）－	1）80% 2）▲31% (2021年度比)
9	環境×**経済**	1)環境に配慮した経営をする企業の割合（資源循環） 2)事業系食品ロス量の削減率	1）39.0% 2023年度実績 ※中小規模事業所 2）－	1）54% 2）▲31% (2021年度比)

第２次大田区環境基本計画　概要

令和７年度実績（未更新）

指標進捗状況

カギ（視点）		指標	計画策定時	最新値	目標値	達成度
脱炭素社会への移行 **環境**		大田区における温室効果ガス排出量の削減率（2013年度比）	▲13.9% 2021年度実績	▲16.4% 2022年度実績	▲50%	**32.8%**
	環境×**生活**	省エネ行動に取り組む区民の割合　※3項目以上	76.7% 2023年度実績	86.8% 2025年度実績	82%	**105.0%**
		家庭のCO2排出量の削減率　※家庭部門（2013年度比）	▲9.9% 2021年度実績	▲13.5% 2022年度実績	▲50%	**27.0%**
	環境×**経済**	事業者のCO2排出量の削減率　※業務部門＋産業部門（2013年度比）	▲21.9% 2021年度実績	▲22.7% 2022年度実績	▲50%	**45.4%**
		大田区役所の温室効果ガス排出量の削減率（2013年度比）	▲31.5% 2023年度実績	▲30.8% 2024年度速報値	▲51%	**60.0%**
		環境に配慮した経営をする企業の割合（脱炭素化） ※中小規模事業所	13.4% 2023年度実績	- （2026年度予定）	35%	-
自然再興の取組 **環境**		みどり率	25.3% 2018年度実績	- （2028年度予定）	28%	-
		（参考）緑被率	（参考）18.32%	-	（参考）21.5%	-
	環境×**生活**	生き物の豊かさの満足度	27.2% 2023年度実績	44.1% 2025年度実績	40%	**110.3%**
		身近な場所で水や緑に親しめると感じている区民の割合	58.8% 2024年度実績	61.1% 2025年度実績	62%	**98.5%**
	環境×**経済**	環境に配慮した経営をする企業の割合（生物多様性） ※中小規模事業所	4.9% 2023年度実績	- （2026年度予定）	29%	-
循環経済への移行 **環境**		区民1人1日当たりのごみ量と資源の総量	585g 2023年度実績	569ｇ 2024年度実績	542ｇ	**37.2%**
	環境×**生活**	ごみ減量・リサイクルに取り組む区民の割合	73.9% 2023年度実績	- （2026年度予定）	80%	-
		家庭系食品ロス量の削減率（2021年度比）	-	▲3.4% 2022年度実績	▲31%	**10.9%**
	環境×**経済**	環境に配慮した経営をする企業の割合（資源循環） ※中小規模事業所	39.0% 2023年度実績	- （2026年度予定）	54%	-
		事業系食品ロス量の削減率（2021年度比）	-	▲17.1% 2022年度実績	▲31%	**55.1%**

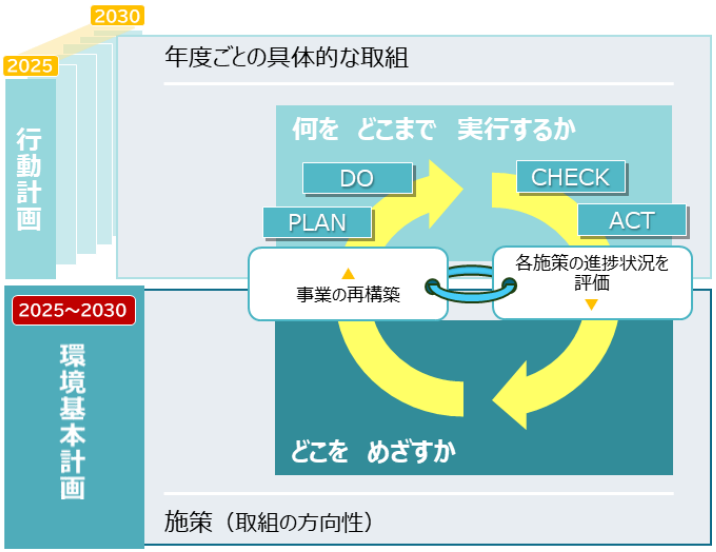
第２次大田区環境基本計画　概要

施策体系

シーンNo.	活動	施策（取組の方向性）	しる・まなぶ	つながる
1	くらす・はたらく	1-1 環境配慮型ライフスタイルへの転換 （区民・事業者の行動変容の促進）	普及啓発	パートナーシップ
		1-2 脱炭素まちづくりの推進		
		1-3 健やかで快適な暮らしの実現		
2	はこぶ	2-1 環境にやさしい移動・輸送手段の充実		
3	ともにいきる	3-1 みどりのまちの実現［グリーンプランおおたとの連携］		
		3-2 生物多様性の保全・再生［生物多様性地域戦略］		
4	つくる・つかう・すてる	4-1 ごみを排出しないライフスタイルへの転換		
		4-2 資源の再生利用の推進		
		4-3 食品ロス削減の推進［食品ロス削減推進計画］	※シーンNo.１～５を横断する活動	
5	そなえる	5-1 気候変動適応策（方針）※1		

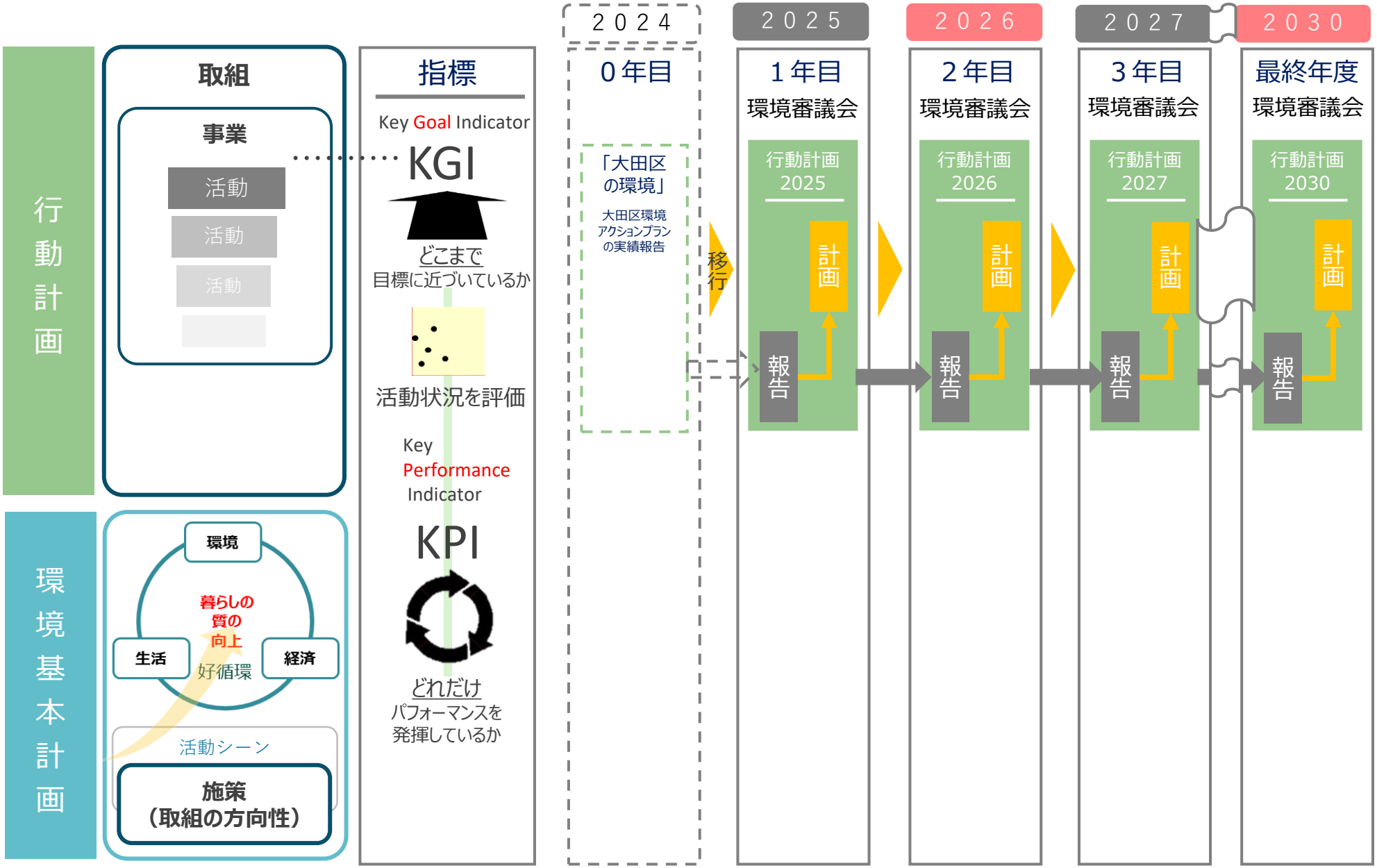
本計画では、日常の活動シーンごとに施策（取組の方向性）を５つに分類するとともに、共通する「普及啓発」と「パートナーシップ」の視点から各施策に横ぐしを通し体系化します。

進行管理



わたしたちの想定を超えた速さで気候変動や生物多様性の損失など地球環境の悪化が進む現在、時代の変化や技術革新に対応し、事業の新陳代謝を進め、機動的に新たな取組を実行に移していく必要があります。
本計画は、取組の方向性を定める「基本計画」と毎年度の具体的な取組を示す「行動計画」の２階建て構造によって進行管理を行います。
「基本計画」では「どこをめざすか」を、「行動計画」では「何をどこまで実行するか」を定めます。「行動計画」では、年次で各事業スキームと事業成果を総合評価し、機動的に事業の再構築を図っていきます。
なお、毎年度策定する「行動計画」は実績報告を兼ね、各事業の実績及び各施策（取組の方向性）の進捗状況を記載し、次の年度の「行動計画」へと更新していきます。

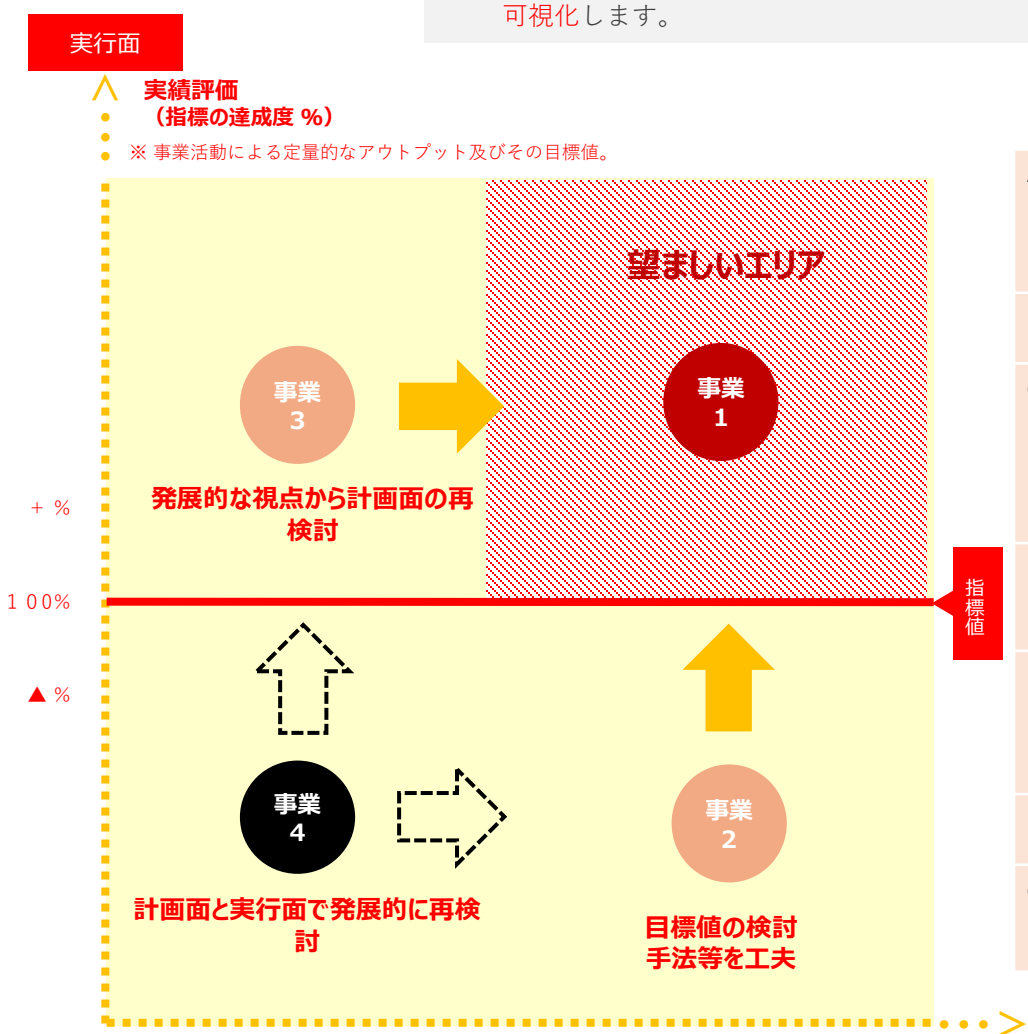
行動計画による進行管理の流れ



行動計画「各事業の活動状況」評価方法

「行動計画」では「どれだけパフォーマンスを発揮しているか」を評価します。

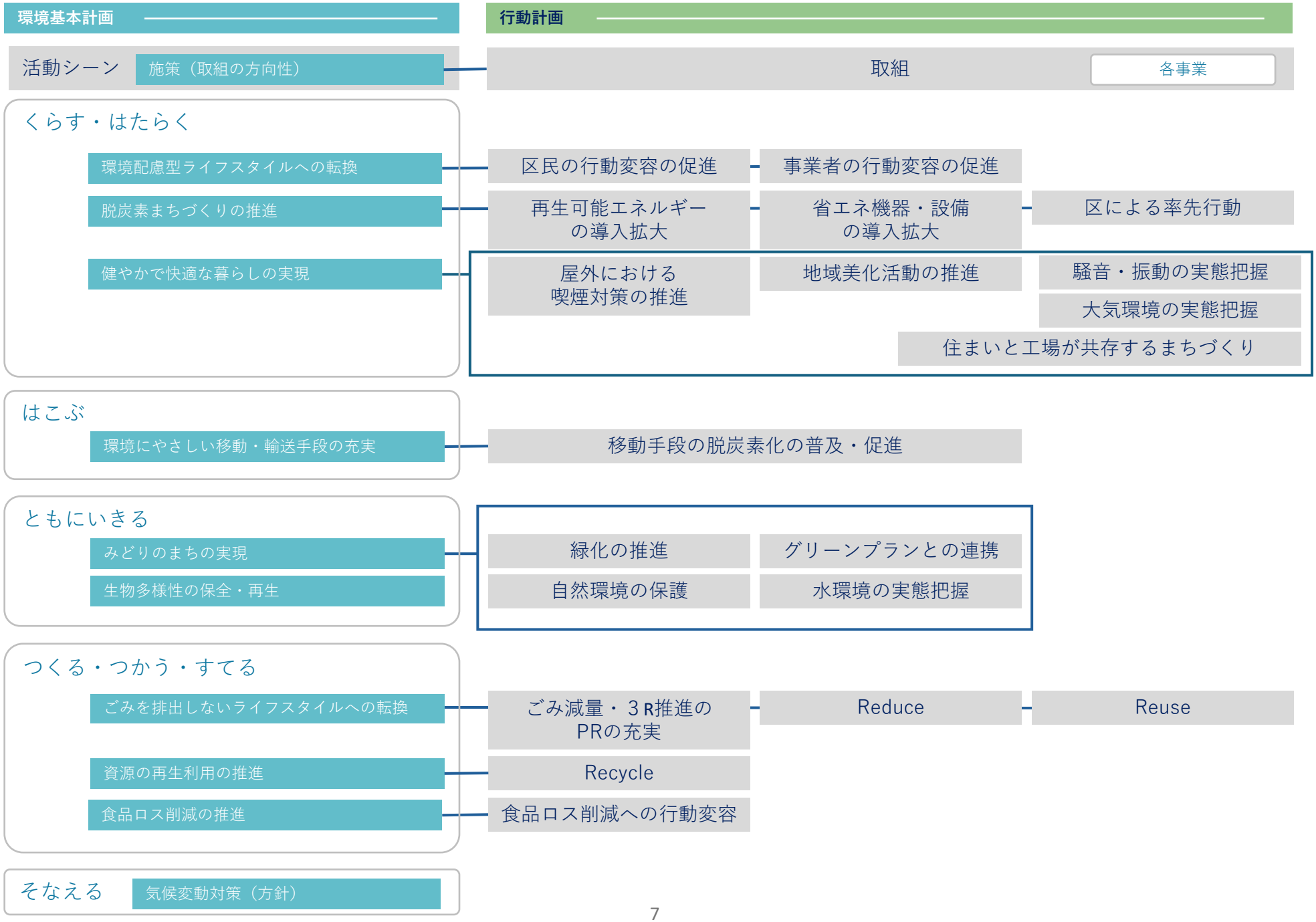
① 横軸に計画面を取り、事業活動のスキームを評価（加点）します。
② 縦軸に実行面を取り、事業活動の実施結果を評価（達成度）します。
③ 両者の値で決まる点の分布状況によって、施策（取組の方向性）ごとに各事業（活動）のパフォーマンスを可視化します。



評価項目	各項目に該当すれば加点します。（各２点×７項目＝14点満点→10点満点に換算）
A：ターゲット	狙いとする層が明確である。また、事業の性質に応じて参加者が固定化されないように工夫を凝らしている。
B:影響度	事業目的以上の波及効果が期待できる。
C:ニーズ	区民等からの要望が多いほか、区民等が抱える悩みや課題の解決にマッチし、区民生活の向上や住みやすい地域環境の構築に寄与している。
D:地域性	地域特性を踏まえた、大田区らしさ（独自性）がある。
E:効率性・生産性	無駄が少なく資源を有効に活用することで、コスト削減に貢献している。もしくは、あらゆる工夫により生産性の向上に努めている。
F：パートナーシップ	区民、事業者、関係部局と連携している。
G:先取性	新しいアイデアや技術等を積極的に導入するなど先進的な取組となっている。

※評価項目の加点配分及び各事業の設定指標については固定化せず、状況の変化を捉えて見直します。

行動計画2025　施策・取組体系



くらす・はたらく

環境配慮型ライフスタイルへの転換

区民の行動変容の促進

- 環境に関する情報の提供（ＨＰコンテンツ・動画）
- 環境学習用デジタルブック
- イベントの開催・出展
- 「地球にやさしいまちづくりポスター」コンクール
- 区民運動おおたクールアクションの推進
- 大田区地球温暖化防止アンバサダー
- こども環境教室
- オンライン講演会
- 打ち水支援事業
- Ｊ－クレジット創出プログラム（カーボンオフセット）

事業者の行動変容の促進

- おおたクールアクション推進連絡会
- 省エネ診断受診促進
 （東京都地球温暖化防止活動推進センター）
- ＣＯ２可視化システム導入事業

脱炭素まちづくりの推進

住宅の断熱等性能の向上・再生可能エネルギーの導入拡大

- 太陽光発電設備・蓄電池導入促進（住宅リフォーム助成）

省エネ機器・設備の導入拡大

- 家庭用燃料電池（エネファーム）導入促進
- 企業立地・ＳＤＧｓ促進助成金
- 商店街のＬＥＤ化
- 公衆浴場施設改善助成
 （東京都「公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業補助金」）

区による率先行動

- 電力の環境性向上（再エネ電力の調達）
- 先進的省エネ機器の導入
- 水素を活用した高効率燃料電池の導入
- 庁有車（乗用車）の電動化
- 区有施設の脱炭素化

くらす・はたらく

健やかで快適な暮らしの実現

屋外における喫煙対策の推進

- 公衆喫煙所の整備及び運用
- 喫煙マナー等啓発・指導

地域美化活動の推進

- 地域美化活動の支援（支援用品の支給）
- はねぴょんごみゼロウォーク

騒音・振動の実態把握

- 自動車騒音・振動調査
- 航空機騒音調査

大気環境の実態把握

- 大気汚染常時監視

住まいと工場が共存するまちづくり

- 工場公害対策等
- 化学物質の適正管理
- 区民の快適な生活環境の保全
- アスベストの飛散防止対策

その他の取組

- ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物に関する取組

はこぶ

環境にやさしい移動・輸送手段の充実

移動手段の脱炭素化の普及・促進

- ＥＶカーシェアリング普及事業
- 庁有車を活用したＥＶ普及事業
- 大田区コミュニティバス「たまちゃんバス」
- 大田区コミュニティサイクル事業
- 自転車走行環境の利用啓発

ともにいきる

みどりのまちの実現

緑化の推進

- 緑の保護
- 緑の普及啓発

グリーンプランとの連携

- 環境保全、地域振興に資するみどり空間の整備
- 防災・減災に資する雨水浸透・貯留設備の設置
- みどり基金の利活用

生物多様性の保全・再生

自然環境の保護

- 自然観察会・体験会
- 自然観察路
- 特定外来生物の防除
- 野生鳥獣対策
- （仮称）生物多様性マップ

水環境の実態把握

- 河川・海域調査
- 水辺環境改善対策等
 水生生物・鳥類調査

つくる・つかう・すてる

ごみを排出しないライフスタイルへの転換

ごみ減量・３R推進のPRの充実

- 冊子・リーフレット等配布、アプリ配信（広報活動）
- イベント参加によるＰＲ
- 古着の回収事業
- 資源循環学習教室等の実施
- ふれあい指導の推進
- 事業者に対する排出指導
- 事業者に対する普及・啓発
- 浄化槽清掃業者の許可・指導
- 民間事業者を活用したリユース推進事業

資源の再生利用の推進

Recycle

- 資源プラスチック回収
- 資源の行政回収・集団回収
- 集団回収事業への支援
- 資源持ち去り防止パトロール
- 小型家電リサイクル事業
- 不燃ごみの適正処理及び資源化事業
- 小型充電式電池回収事業
- 廃油の店頭回収（SAF）
- ペットボトルのボトルtoボトル水平リサイクル

食品ロス削減の推進

食品ロス削減への行動変容

- 食品ロス削減事業
- フードドライブ
- 食品ロス削減月間における普及啓発

そなえる

気候変動対策（方針）

分野別：自然災害・沿岸域｜健康｜国民生活・都市生活

９項目の分類表

目標値の設定が相応しくないもの

目標値の設定が相応しいもの



令和７年度　大田区における脱炭素社会への移行

Ⅰ.概要と目標

第２次大田区環境基本計画では、環境・生活・経済の好循環による「持続可能な環境先進都市おおた」の実現を目指しています。この目標達成において「脱炭素社会への移行-カーボンニュートラル」の実現は中核的要素です。

第２次大田区環境基本計画では、2030年度までに区全体の温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減するという野心的な目標を掲げています。現状では16.4%の削減（2022年度実績）にとどまっており、目標達成に向けては今後さらなる取組の加速が求められます。

令和７年度実績（未更新）

	指標	計画策定時	最新値	目標値	達成度
環境	大田区における温室効果ガス排出量の削減率（2013年度比）	▲13.9% 2021年度実績	▲16.4% 2022年度実績	▲50%	32.8%
生活	省エネ行動に取り組む区民の割合 ※3項目以上	76.7% 2023年度実績	86.8% 2025年度実績	82%	105.0%
	家庭のCO_2排出量の削減率　※家庭部門（2013年度比）	▲9.9% 2021年度実績	▲13.5% 2022年度実績	▲50%	27.0%
経済	事業者のCO_2排出量の削減率　※業務部門＋産業部門（2013年度比）	▲21.9% 2021年度実績	▲22.7% 2022年度実績	▲50%	45.4%
	大田区役所の温室効果ガス排出量の削減率（2013年度比）	▲31.5% 2023年度実績	▲30.8% 2024年度速報値	▲51%（2013年度）	60.0%
	環境に配慮した経営をする企業の割合（脱炭素化）※中小規模事業所	13.4% 2023年度実績	-	35%	-

Ⅱ.取組

1.環境配慮型ライフスタイルへの転換

1. 区民の行動変容促進（環境に関する情報の提供、環境学習用デジタルブック、区民運動おおたクールアクションの推進、こども環境教室）
2. 事業者の行動変容促進（CO2可視化システム、省エネ診断受診促進）



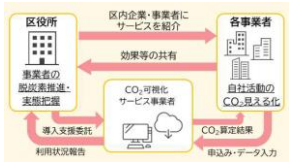
環境学習用デジタルブック



夏休みこども環境教室



CO2可視化システム



Ⅱ.取組

2.脱炭素まちづくりの推進

1. 再生可能エネルギー導入拡大（住宅用太陽光発電設備助成）
2. 省エネ機器・設備導入拡大（エネファーム助成、LED化支援）
3. 区による率先行動（公共施設のZEB認証、再エネ電力調達、庁有車電動化）

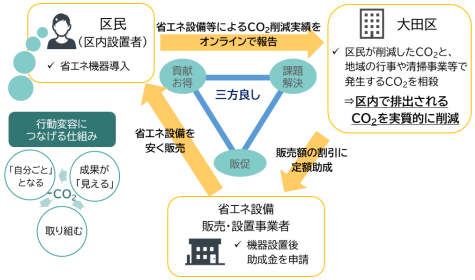


エネファーム



庁有車電動化

再エネ電力調達



Ⅲ.今後の展望

「大田区における温室効果ガス排出量の削減率」の目標を達成するには、「家庭部門のCO2排出量削減率」を高める必要があります。「省エネ行動に取り組む区民の割合」は高いものの、家庭部門の削減率が着実に高まっているとは言えないため、家庭部門の削減率を高めるべく区民の行動変容を促進していきます。

一方、脱炭素社会の実現には区民・事業者・区の強固なパートナーシップが不可欠です。各主体の行動変容を促進して環境と経済の好循環を生み出すことで、持続可能な環境先進都市おおたの実現を目指します。特に、事業者の脱炭素経営の促進と区民の省エネ行動の拡大が、今後の鍵となります。

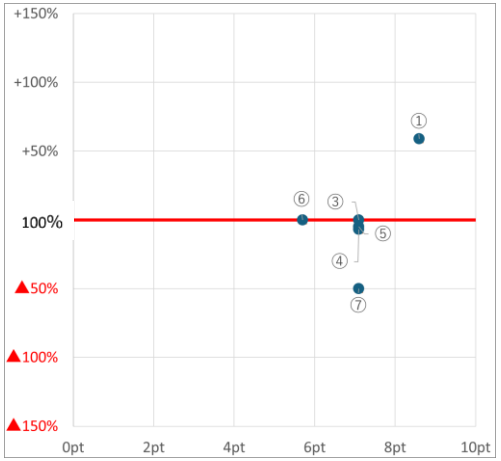
くらす・はたらく

施策（取組の方向性） 環境配慮型ライフスタイルへの転換

区民・事業者・区が日常生活や経済活動の中で必要不可欠な電気やガス等のエネルギーの使用をできるだけ減らし、温室効果ガスの削減に加え、生物多様性の保全、資源循環にもつながる環境配慮型ライフスタイルへ転換していきます。

区民	くらしの中で省エネ家電の購入やこまめな節電等の省エネ行動を心掛けます。
事業者・区	職場では季節にあわせてクールビズ・ウォームビズをとりいれ、快適な室内温度で過ごします。

R7各事業の活動状況



②は新規事業のためグラフ掲載なし

取組 区民の行動変容の促進

事業	実績					事業設計			目標値設定理由
	活動		R５	R６	R７	R7 目標値	R8 目標値	（各２点×７項目＝14点満点 →10点満点に換算）	
環境に関する情報の提供	LINE「おおた環境ナビ」登録件数	①	-	485件	955件	600件	1100件	A/B/C/D/E/G	身近なSNSツールを通じて、環境問題に対する「気づき」や「学び」を得る契機を創出することで、区民の環境意識の高揚及び行動変容に繋がると想定し、LINEの登録件数を目標値とした。
環境学習用デジタルブック	デジタルブック利用者数	②	－	－	－	－	200	A/B/C/D/E/G	環境意識の高揚及び行動変容の促進につなげるため、まずは環境問題について、正しく「知る」機会を創出することを目的としていることから、デジタルブックの利用者数を目標値とする。
区民運動おおたクールアクションの推進	環境意識の高揚（地域連携プロジェクトワークショップ）	③	-	92%	100%	100%	100%	A/B/D/F/G	参加者の環境意識の高揚及び行動変容の促進を目的として実施していることから、事後アンケートにて「参加して環境意識が高まった」と回答した割合を目標値とした。
こども環境教室	環境意識の高揚（施設見学会）	④	100%	95%	93%	100%	100%	A/B/C/D/F	参加者の環境意識の高揚及び行動変容の促進を目的として実施していることから、事後アンケートにて「参加して環境意識が高まった」と回答した割合を目標値とした。

施策（取組の方向性） 環境配慮型ライフスタイルへの転換

取組 区民の行動変容の促進

事業	実績 活動		R５	R６	R７	R7 目標値	R8 目標値	事業設計（各２点×７項目＝14点満点→10点満点に換算）	目標値設定理由
イベントの開催・出展	環境意識の高揚（エコフェスタ）	⑤	84%	96%	95%	100%	100%	A/B/C/D/F	参加者の環境意識の高揚及び行動変容の促進を目的として実施していることから、事後アンケートにて「参加して環境意識が高まった」と回答した割合を目標値とした。
オンライン講演会	環境意識の高揚	⑥	－	100%	96%	100%	100%	A/B/E/F	参加者の環境意識の高揚及び行動変容の促進を目的として実施していることから、事後アンケートにて「参加して環境意識が高まった」と回答した割合を目標値とした。
環境に関する情報の提供	環境啓発コーナーの運用	－	実施	実施	実施	－	－	A/D/F	常設コーナーであり、不特定多数の方が利用する場所であるため、目標値の設定は難しい。
	環境月間パネル展開催	－	実施	実施	実施	－	－	A/D/F	不特定多数の方が利用する場所での展示であるため、正確な実績の把握ができず、目標値の設定は難しい。
「地球にやさしいまちづくりポスター」コンクール	応募点数	－	実施（539点）	実施（312点）	実施（464点）	－	－	A/B/C/F	区内在住・在学小中学生の自主的な応募による事業であるため、目標値の設定は難しい。
区民運動おおたクールアクションの推進	省エネ講習会参加者数	－	実施（66人）	実施（49人）	実施希望なし	－	－	A/B/C/D/F	自治会・町会等からの希望により実施する事業であるため、目標値の設定は難しい。
大田区地球温暖化防止アンバサダー	トークセッション開催校数	－	実施（2校）	実施（2校）	実施（２校）	－	－	A/B/D/F	実施上限回数（区立小中学校の各1校ずつ）が決まっているため、目標値の設定はそぐわない。
こども環境教室	出前授業参加者数	－	実施（366人）	実施（443人）	実施（258人）	－	－	A/B/D/F	学校からの希望により実施する事業であり、かつ、協力企業により実施上限回数が決まっているため、目標値の設定は難しい。
打ち水支援事業	給付件数	－	実施（56件）	実施（59件）	実施（72件）	－	－	A/B/C/D/F	自治会・町会等からの希望によるものであり、かつ、「打ち水」は用具の給付有無にかかわらず促進していく事業であることから、給付件数に基づいた目標値を設定することは難しい。
Ｊ－クレジット創出プログラム（カーボンオフセット）	CO2削減量	－	-	-	実施	－	－	A/D/E/F/G	令和７年度からの新規事業であり、クレジットの認証およびオフセットの見通しが立つのが令和８年３月の見込みのため、現時点では実績を踏まえた目標値の設定が難しい。

くらす・はたらく

施策（取組の方向性） 環境配慮型ライフスタイルへの転換

取組 事業者の行動変容の促進

事業	活動		実績 R５	実績 R６	実績 R７	R7 目標値	R8 目標値	事業設計（各２点×７項目＝14点満点→10点満点に換算）	目標値設定理由
ＣＯ２可視化システム導入事業	利用件数	⑦	-	５件	10件	20件	10件	A/D/E/F/G	年度ごとにおける支援上限件数を目標値とした。
おおたクールアクション推進連絡会	活動報告会参加団体	–	31団体	22団体	32団体	-	-	A/D/F	賛同団体からの希望により実施する事業であるため、目標値の設定は難しい。
省エネ診断受診促進（東京都地球温暖化防止活動推進センター）	受診件数	–	29件	35件	20件	–	-	A/F	区内事業者からの希望により実施する事業であるため、目標値の設定は難しい。

取組　区民の行動変容の促進

事業名　**環境に関する情報の提供**

目的概要

区ホームページ、ＳＮＳなどの活用や、リーフレット配布、動画配信等を通じ、環境課題の解決や保全に必要な情報を発信します。

実施内容

■ ホームページでの情報提供

「環境学習」ページについて、環境問題に関する概要や行動促進につながるコンテンツなどを充実し、環境に関する情報を区民によりわかりやすく発信できるようにしました。

また、区立小中学校で児童・生徒一人ひとりに配付されているタブレット内に、「環境学習」ページのショートカットを設置しました。

■ 環境啓発コーナー

環境関連の動画を上映するモニターを設置するとともに、環境施策等のパネルの掲示やパンフレット等の配布による情報提供を実施しました。

カテゴリー	動画タイトル	公開年月
環境総合	５分で分かる環境問題～みんなで守ろう地球の未来～	令和３年３月
	４分で分かる脱炭素社会～大田区環境アクションプラン～	令和４年４月
	３分で分かる「みんなの行動で持続可能な未来につなぐ！」～環境先進都市おおた～	令和７年３月
地球温暖化	５分で分かる！区民運動「おおたクールアクション」	令和３年４月
	依田司さんと学ぶ～脱炭素社会の実現に向けて～	令和４年２月
	【５分で分かる地球温暖化シリーズ】依田司さんと実験～雲を作ってみよう～	令和４年２月
	【５分で分かる地球温暖化シリーズ】依田司さんと実践①～お家でクールアクション～	令和４年２月
	【５分で分かる地球温暖化シリーズ】依田司さんと実践②～お出かけでクールアクション～	令和４年２月
	【５分で分かる地球温暖化シリーズ】依田司さんと実践③～学校でクールアクション	令和５年１月
	大田区地球温暖化防止講演会～お天気キャスター依田さんと一緒に考える地球温暖化～	令和４年７月
食品ロス	冷蔵庫整理術～食品ロス削減に取り組もう～（「冷蔵庫整理と食品ロス削減」）	令和２年10月
	６分でわかるまるごと野菜のエコレシピ	令和４年10月
	食品ロスをへらそう！冷凍術のコツとレシピ	令和５年10月
	食品ロスを削減しよう～身近な取組みで簡単に減らせます！！～	令和８年３月
緑	初心者でもできる地域の花の育て方！～18色の緑づくり（大田区）～	令和２年10月
その他	アニメで解説！！学校で使われる電気について～ごみから生まれる電気～	令和６年３月

■ LINE「おおた環境ナビ」

LINEを通して、「クーポン」の発行や環境イベント・環境学習に関する情報を発信しました。

沿革

平成29年度、水を使わずに紙を再生する乾式オフィス製紙機「PaperLab（ペーパーラボ）」の導入に伴い、区役所本庁舎２階の会議室を「環境啓発コーナー」として整備。令和６年度末をもってペーパーラボを撤去したため、環境啓発コーナーは本庁舎１階ペットボトル減容回収機横に移動。

取組　区民の行動変容の促進

事業名　**環境学習用デジタルブック**

目的概要

一人ひとりが環境問題を「自分ごと」として捉え、環境配慮行動につなげるためには、まずは環境問題について、正しく「知る」機会が多くあることが重要です。そこで、いつでも、どこでも活用でき、誰もが等しく最新の情報にアクセスできる環境学習ツールとして、「環境学習用デジタルブック」を製作します。デジタル機能の活用により、環境学習のハードルを下げ、楽しみながら主体的に環境問題を「知る・学ぶ」機会を創ります。そして、環境教室などのリアルな体験活動とかけ合わせていくことで、環境意識の醸成と行動変容の促進を図ります。

実施内容

＜令和８年度の取組＞

「地球温暖化」や「ごみの減量」、「食品ロス削減」など、大田区を取り巻く環境問題を題材としたデジタルブックを製作します。

動画や関連サイトへのリンク、文字や線画の書き込み、拡大表示、キーワード検索などの多様なデジタル機能を搭載することで、主体的で深い学習を可能とします。

【製作時期】令和９年３月完成予定



沿革　令和８年度新規事業

取組　区民の行動変容の促進

事業名　**イベントの開催・出展**

目的概要

環境課題の解決のためには、区民一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルに転換する必要があります。
イベントやセミナー等の開催・出展を通じて環境課題を共有し、具体的な行動を提示することで、環境を意識したライフスタイルへの転換を促します。

実施内容

■ エコフェスタ

「地域から考える地球の未来」をテーマに、こどもを中心に広く区民の環境意識の高揚を図ることを目的として、団体、NPO法人、企業・事業者等が協働して実施しました。

開催日	会場	参加団体	参加者数	出展内容
3月7日	①大田区民ホール・アプリコ（展示室・小ホール） ②アプリコ前広場	18団体	参加者数 1,007人	①ワークショップ おおたクールアクション推進連絡会賛同団体や環境活動に取り組む団体等による工作や実験等のワークショップを実施。 ①講演会 eco実験パフォーマーらんま先生、日本航空株式会社、NPO法人樹木・環境ネットワーク協会による「環境学習講座」を開催。 ②その他出展 ・古着回収 ・清掃車展示

■ 環境月間パネル展

開催期間	内容
6月12日～19日	本庁舎1階展示コーナーにて環境保全に関する区の取組のパネル展示を実施。

■ その他イベント

・大田区子どもガーデンパーティー：令和7年4月27日　ごみ積込み体験　参加者数　約1,000人
・多摩川清掃工場環境フェア　：令和7年10月19日　ごみ積込み体験、パネル展示　参加者数　582人
・OTAふれあいフェスタ　：令和7年11月1日・2日　パネル展示及び環境クイズ　参加者数　約1,300人

沿革

エコフェスタは平成13年度から実施。

取組

区民の行動変容の促進

事業名

「地球にやさしいまちづくりポスター」コンクール

目的概要

小・中学生を対象に「地球にやさしいまちづくりポスター」コンクールを開催します。
ごみ減量・リサイクル、自然環境、地球温暖化などをテーマにポスターを募集し、優秀作品を表彰します。
また、広く区民の環境意識の向上を図るため、優秀作品を区内各所で展示します。

実施内容

＜令和７年度＞

応募学校数	応募点数	表彰作品数
41校	464点	34点

最優秀賞受賞作品

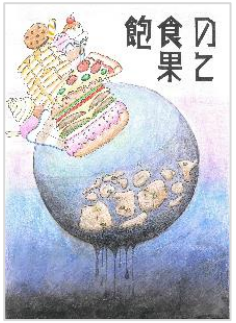
小学校低学年の部



小学校高学年の部



中学校の部



展示場所	展示期間
東急バス、京急バス車内掲出	12月
清掃車へのマグネット貼付（一部車両）	12月～
グランデュオ蒲田　３階東西連絡通路	１月19日～28日
JR 蒲田駅東口駅前工事フェンス	１月～
蒲田西口商店街デジタルビジョン	１～３月
エコフェスタ（大田区民ホールアプリコ）	３月7日
地球にやさしいまちづくりポスター展 本庁舎１階展示コーナー	３月23日～27日
大田清掃工場・多摩川清掃工場	３月～（通年）

沿革

平成25年度から実施。

取組

区民の行動変容の促進

事業名

区民運動おおたクールアクションの推進

目的概要

「区民運動おおたクールアクション」は、３つのスローガンを掲げ、区民一人ひとりが省エネ・３Ｒ・グリーン購入などの環境配慮行動を実践するとともに、本運動に賛同する事業者・団体・区が自らの取組を共有・発信することで区内全域に活動の輪を広げ、脱炭素社会の実現をめざす区民運動です。イベント等の実施を通じて、本運動の推進を図ります。

実施内容

［３つのスローガン］
- 一人ひとりが地球温暖化を「自分ごと」と捉え、脱炭素ライフスタイルを実践しよう！
- 区民・団体・事業者・区は、それぞれの責務を果たし、連携・協力を図りながら地球温暖化対策に取り組もう！
- 地球温暖化対策の実践者の取組みを共有（見える化）することで、活動の輪を大田区全体に広げていこう！

＜令和７年度＞

【一人ひとりが実践しよう】



■ ＯＴＡふれあいフェスタへの出展
11/１・２　パネル展示及びクイズ等　　参加者数：781人
※おおたクールアクション推進連絡会賛同団体による出展

■ 地域連携プロジェクト
小・中学生を対象に、東京工業大学（現東京科学大学）真田研究室が開発した「食の環境性」について学べるボードゲームを活用したワークショップを実施しました。
８/３　参加者数：33人

■ 省エネ講習会の開催（自治会・町会への講師派遣）
実施なし

沿革

・平成21年度から大田区地球温暖化対策地域協議会（現おおたクールアクション推進連絡会）と区共同でＯＴＡふれあいフェスタへ出展。
・平成29年度から自治会・町会と連携し開催していた省エネ講習会は、令和２年度から講師派遣制度に変更。

取組　区民の行動変容の促進

事業名　**大田区地球温暖化防止アンバサダー**

目的概要

「区民運動おおたクールアクション」の応援団として、地球温暖化の影響や気候変動による生活への影響に関する情報等を発信すると共に、“2050年脱炭素社会の実現”に向けてのアクション（行動）を先導します。

実施内容

＜令和７年度＞

大田区地球温暖化防止アンバサダー：依田　司氏、NPO法人気象キャスターネットワーク
［任命期間　令和６年６月１日から令和８年５月31日まで］

■大田区地球温暖化防止アンバサダーとのトークセッション
「地球温暖化・気象予報士のお仕事など」

令和７年７月26日　南六郷小学校

令和７年９月27日　蒲田中学校



■啓発用リーフレット等の作成・配布

○啓発動画の配信　　大田区公式チャンネル（YouTube）
・５分でわかる！「区民運動おおたクールアクション」
依田司氏による普及啓発・応援メッセージ動画
・５分で分かる地球温暖化シリーズ
アンバサダーによる家庭や学校での実践行動を紹介



○啓発用リーフレット等の作成・配布
・おおたクールアクション実践ハンドブック
区施設等で配布
・はねぴょんの地球にやさしい行動クリアファイル
全区立小学校５年生に配布



沿革

・アンバサダー：令和２年度から実施。
・地球温暖化防止講演会：平成28年度から開催していたが、令和６年度からエコフェスタ内の環境学習講座に包含。
・はねぴょんの地球にやさしい行動シール：平成30年度から令和６年度まで配布。

取組　区民の行動変容の促進

事業名　**こども環境教室**

目的概要

次代を担う子どもたちの環境意識の向上を目的に、企業・団体等と連携して小中学校への出前授業や施設見学会を実施します。

実施内容

＜令和７年度＞

■ 企業と連携した普及啓発

企業のCSR（社会貢献）活動を活用した小中学校への出前授業等を実施しました。

事業名	実施校	参加者数	備考
環境学習出前授業 ※東京ガス㈱、パナソニック㈱、 （一社）全国清涼飲料連合会 との連携事業	小学校 ３校	258人	洗足池小学校 新宿小学校 入新井第二小学校



（JAL工場見学とそらエコ教室）

■ 区内企業と連携した施設見学会

開催日	事業名	対象	参加者数
７月23日 ７月24日	㈱リーテム東京工場見学会（金属リサイクル工場）	小中学生	49人
12月26日	JAL工場見学とそらエコ教室（JALスカイミュージアム）	中高生	47人



（(株)リーテム東京工場見学会）

沿革

小中学校への出前授業：平成27年度から実施。
施設見学会：平成29年度から実施。

取組　区民の行動変容の促進

事業名　**オンライン講演会**

目的概要

企業・団体等との連携により、様々な視点から環境問題について学ぶことで、若い世代の環境意識を向上させ、行動変容のきっかけとすることを目的として実施します。

実施内容

＜令和７年度＞

事業名	講師	開催日	参加人数
海の中から見る環境問題～未来の海を守るために私たちができること～	国際海洋環境情報センター サイエンスコミュニケーター 小寺　克己　氏	８月２日	約106人

■ 講演内容

①海洋ごみ問題について

②海洋プラスチックについて

③環境問題解決に向けてできること

④プラスチック回収について（大田区の取組）

⑤質疑応答





沿革

令和５年度から実施。
・令和５年度テーマ：「JAXA宇宙飛行士による講演会　宇宙からみた地球温暖化」、「夏休み子ども環境教室　プラスチック・紫外線講座」
・令和６年度テーマ：「南極・北極から見た地球温暖化」

取組　区民の行動変容の促進

事業名　**打ち水支援事業**

目的概要

区民一人ひとりの地球温暖化対策への意識醸成とともに、手軽なヒートアイランド対策として体感温度を下げる効果が期待できる「打ち水」を普及促進するため支援事業を実施します。

実施内容

＜令和７年度＞

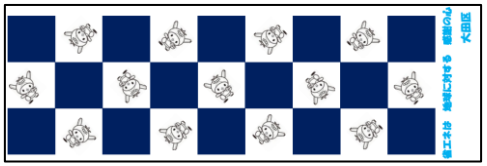
■打ち水用具の支給

区内自治会・町会及び障がい者福祉施設を対象に打ち水用具の給付を行いました。

・給付団体数：72件

	給付団体数
自治会・町会	70件
障がい者福祉施設	2 件
合計	72件

・給付物品：バケツ、手ぬぐい、のぼり旗



手ぬぐい

■打ち水啓発チラシの作成及びキャンペーン実施

区民を対象に、打ち水の実践を目的にした啓発チラシを作成し、あわせて、「打ち水チャレンジキャンペーン」を実施しました。

・キャンペーン参加者数：80名



打ち水啓発チラシ

沿革　平成21年度から実施。

くらす・はたらく　施策（取組の方向性）　環境配慮型ライフスタイルへの転換

取組　区民の行動変容の促進

事業名　**Ｊ－クレジット創出プログラム（カーボンオフセット）**

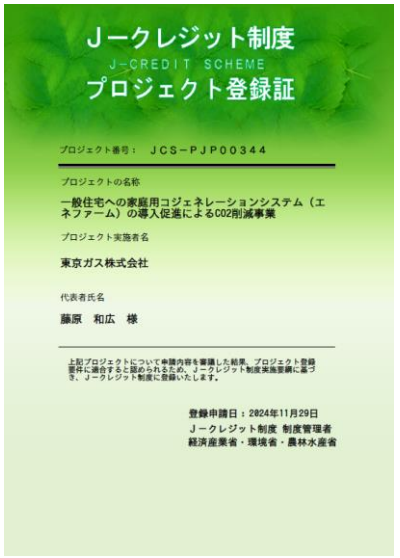
目的概要

区民が新たに家庭用燃料電池（エネファーム）を設置したことによって削減したＣＯ$_2$排出量と設置前のＣＯ$_2$排出量の差を算定し、国のＪ－クレジット制度を活用してクレジットとしての認証を受けます。
創出したクレジットは、地域のイベント・行事など区民の身近な暮らしの中で排出するＣＯ$_2$排出量を実質ゼロとするカーボンオフセットに利用します。

実施内容

＜令和７年度の取組＞
・ 区の家庭用燃料電池（エネファーム）助成事業申し込みを行った区民に対し、発電実績の報告依頼を行いました。
・ 報告実績を基に、カーボンオフセットに活用するクレジット認定の申請を行いました。
（クレジットの認定及びオフセットの実施は令和８年度に実施予定）

※エネファーム助成は「脱炭素まちづくりの推進（省エネ機器・設備の導入拡大）」に掲載


Ｊ－クレジット制度
J-CREDIT SCHEME
プロジェクト登録証
プロジェクト番号：　JCS-PJP00344
プロジェクトの名称
一般住宅への家庭用コジェネレーションシステム（エネファーム）の導入促進によるCO2削減事業
プロジェクト実施者名
東京ガス株式会社
代表者氏名
藤原　和広　様
上記プロジェクトについて申請内容を審議した結果、プロジェクト登録要件に適合すると認められるため、Ｊ－クレジット制度実施要綱に基づき、Ｊ－クレジット制度に登録いたします。
登録申請日：2024年11月29日
Ｊ－クレジット制度 制度管理者
経済産業省・環境省・農林水産省

沿革　家庭用燃料電池（エネファーム）の設置助成は令和６年度から実施

取組　事業者の行動変容の促進

事業名　**おおたクールアクション推進連絡会**

目的概要

「区民運動おおたクールアクション」への賛同を表明した事業者・団体によって立ち上げられた区民運動のプラットフォームとなる任意団体です。賛同団体による情報の共有と区内全域に向けた情報発信を目的とします。区は推進連絡会の事務局を担うとともに、活動に必要な支援を実施しています。

実施内容

○ 賛同団体　　106団体（令和８年3月31日現在）

■ おおたクールアクション推進連絡会への支援

1 各種会議の開催

	開催日
幹事会	５月20日、10月20日、２月17日
総会	7月14日～8月29日（書面開催）


（基調講演）


（パネルディスカッション）


（展示ブース）

2 活動報告会等

開催日	テーマ	会場	参加人数
11月７日	・基調講演 ①「バリューチェーン全体ですすめる脱炭素社会の実現 ～中小企業こそ脱炭素経営を～」 ②「中小規模事業者向け省エネルギー研修」 ・パネルディスカッション ・展示ブース	羽田イノベーションシティ PiO PARK	32団体　57人 （内オンライン17人）

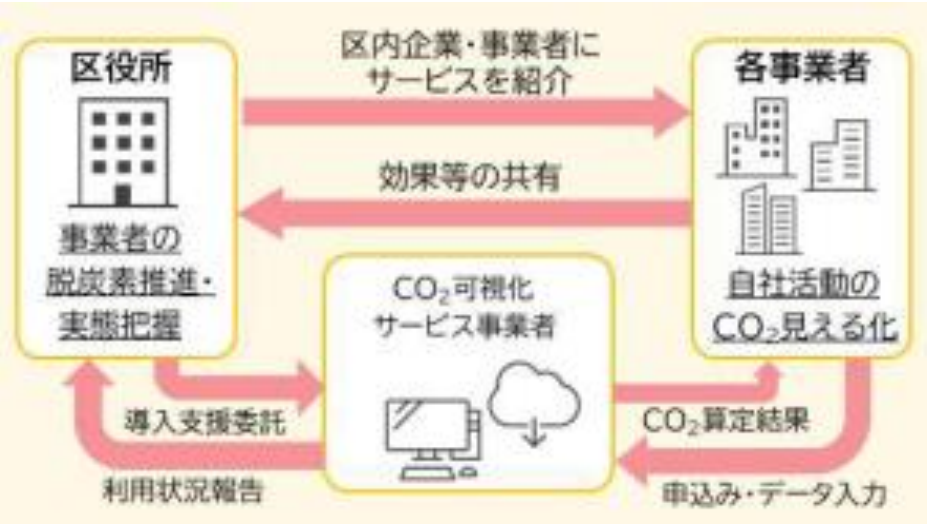
■ 省エネ診断の受診促進

区内中小規模事業所の省エネルギー対策を推進するため、東京都地球温暖化防止活動推進センターと連携し、「省エネ診断」の受診促進に取り組んでいます。

沿革

大田区地球温暖化対策地域協議会（平成20年設立）の後継として、令和２年８月おおたクールアクション推進連絡会を立ち上げました。地球温暖化対策の推進に関する法律第40条に定める地球温暖化対策地域協議会として位置づけられています。

取組	事業者の行動変容の促進
事業名	**ＣＯ２可視化システム導入事業**
目的 概要	区内企業・事業者を対象に、CO_2排出量を簡易算定できるシステムの導入を支援し、自社のCO_2排出量を現状把握することによって、脱炭素への改善行動につなげます。区は、システムの月額利用料を半年間支援します。 また、本事業を活用した区内企業・事業者のCO_2排出量などのデータを収集して、区内における事業者のCO_2排出状況などの実態を把握します。
実施内容	＜令和７年度＞ 区内企業・事業者に対するＣＯ２可視化システム導入支援を行いました。 利用件数：10社18拠点
沿革	令和６年度実証事業開始。

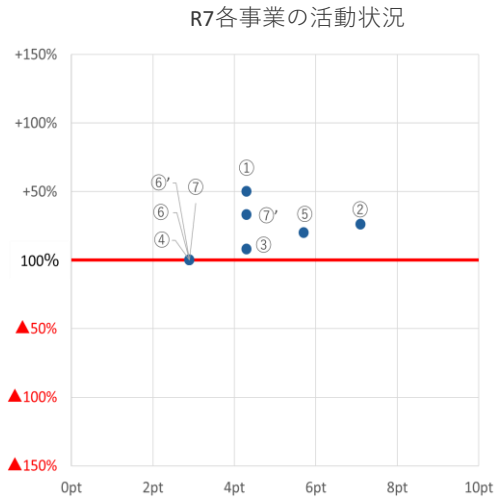


施策（取組の方向性） 脱炭素まちづくりの推進

住宅や事業所における再生可能エネルギー導入拡大や高効率な機器・設備の導入拡大、環境性能の高い施設の整備による脱炭素化に取り組み、区民・事業者の活動の土台となる脱炭素まちづくりを推進します。

また、区は区有施設において、率先して脱炭素化に取り組むことで情報を発信し、区民・事業者の取り組みを支援し脱炭素まちづくりの実現をめざします。

区民 事業者・区	住まいやオフィスで再生可能エネルギーや高効率な機器・設備を利用し、脱炭素につながる暮らしや働き方を実現します。



取組 再生可能エネルギーの導入拡大

事業	実績				R7 目標値	R8 目標値	事業設計 （各２点×７項目＝14点満点→10点満点に換算）	目標値設定理由 初年度の実績をもとに令和８年度の目標値を設定	
	活動	R５	R６	R７					
太陽光発電設備・蓄電池導入促進（住宅リフォーム助成）	-	①	-	-	3	2	3	C/D/F	令和７年度から、住宅リフォーム助成事業にメニュー追加。 （既存住宅に限る、区内事業者の施工に限るなど条件に合致した場合のみ該当。）

くらす・はたらく

施策（取組の方向性） 脱炭素まちづくりの推進

取組 省エネ機器・設備の導入拡大

事業	実績					R7 目標値	R8 目標値	事業設計（各2点×7項目＝14点満点→10点満点に換算）	目標値設定理由
	活動		R５	R６	R７				
家庭用燃料電池（エネファーム）導入促進	助成件数	②	-	161	189	150	150	A/D/E/F/G	現在の助成実績を着実に継続して進めて行くという考えであり、毎年度同数を設定した。
企業立地・ＳＤＧｓ促進助成金	認定件数	③	-	46件	41件	38件	38件	A/D/G	広報周知を着実に継続していくという前提のもと、初年度の実績を参考に申請の減少傾向を踏まえ設定した。
商店街のＬＥＤ化	商店街数	-	2件	0件	0件	-	-	A/D	大多数の商店街で既にLED化が完了しており、これ以上の目標を設定することが難しいため。
公衆浴場施設改善助成 東京都「公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業補助金」	助成浴場数	-	5件	1件	3件	-	-	A/D	各浴場の施設改善に伴う補助金のため、目標を設定することが難しいため。

くらす・はたらく

施策（取組の方向性） 脱炭素まちづくりの推進

取組 区による率先行動

事業	実績					事業設計			目標値設定理由
	活動		R 5	R 6	R 7	R7 目標値	R8 目標値	（各２点×７項目＝14点満点 →10点満点に換算）	
電力の環境性向上（再エネ電力の調達）	区の電力契約における再エネ電力の割合	④	5.3%	5.4%	47.6 %	47.7%	56.5%	A/F	R7新規再エネ電力契約切替施設の電力使用量を推計して、区有施設全体の電力使用量から割り返して算出。今後、再エネ電力契約施設を増やして割合を上げていく。
	区有施設の電力排出係数	-	0.266	0.258	調査中	-	-	A/F	
先進的省エネ機器の導入	換気機能制御装置（延べ施設数）	⑤	3	5	6	5	6	A/E/F/G	R8導入予定施設をR7に先行導入できたため、R7と同施設数を設定。 今後は効果検証を基に対象候補施設を選定し、導入拡大を図る。
	空調機能制御装置（延べ施設数）	-	-	実証	導入	-	検証	A/E/F/G	R6~7は試験導入の実証効果検証期間。 今後は効果検証結果を基に、本格導入を進めていく。
庁有車（乗用車）の電動化	導入台数（延べ台数）	⑥	22台	25台	35台	35台	38台	A/G	リース契約の更新時期などを整理した導入ロードマップの数値を反映。
	庁有車（乗用車）における電動車の割合	⑥'	45.0%	52.1%	72.9%	72.9%	80.9%	A/G	リース契約の更新時期などを整理した導入ロードマップの数値を反映。
区有施設の脱炭素化	再生可能エネルギー設備の導入容量（延べ容量）	⑦	417.00kW	437.10kW	458.00kw	458.00kW	517.52kw	A/G	公共施設の新築・改築計画による導入予定数値を反映。
	ZEB認証取得件数（延べ施設数）	⑦'	1	4	8	6	9	A/E/G	公共施設の新築・改築計画の予定数を反映。
水素を活用した高効率燃料電池の導入	高効率燃料電池の導入台数（延べ施設数）	-	-	1	実証	1	検討	A/D/E/F/G	R7は実証導入の結果を検証するためR6と同施設数を設定。

取組

住宅の断熱等性能の向上・再生可能エネルギーの導入拡大

事業名

太陽光発電設備・蓄電池導入促進（住宅リフォーム助成）

目的概要

「住宅リフォーム助成事業」は、区内に主たる事業所（本社）がある中小事業者に区が認めたリフォーム工事を発注する際に工事費用の一部を助成します。第２次大田区環境基本計画における「脱炭素まちづくりの推進」に該当する工事メニューとしては、住宅の省エネルギー性能の向上と太陽光発電設備の導入につながる「脱炭素社会への対応工事」が該当します。

実施内容

【令和７年度の実績】

太陽光発電システム及び蓄電池システムの申請が３件ありました。
（内２件は蓄電池含む）

【脱炭素社会への対応対象工事】

〔省エネルギー関連工事〕
・節水型トイレ、高断熱浴槽、環境にやさしい給湯器（エコジョーズ、エコキュート）の設置、断熱改修
〔再生可能エネルギー関連工事〕
・太陽光発電システム及び蓄電池システムの設置

【申請するにあたり】

・工事開始前の事前申込（仮申請）が必要です。
・区内に主たる事業所（本社）がある区内の中小事業者が施行する必要があります。
・過去に助成を受けていないこと。
・助成金額が予算上限額に達した時点で、受付終了となります。



令和８年度大田区住宅リフォーム助成事業リーフレット

沿革

住宅リフォーム助成事業において、令和７年度から脱炭素社会への対応工事のカテゴリーを新設しました。

取組　省エネ機器・設備の導入拡大

事業名　**家庭用燃料電池（エネファーム）導入促進**

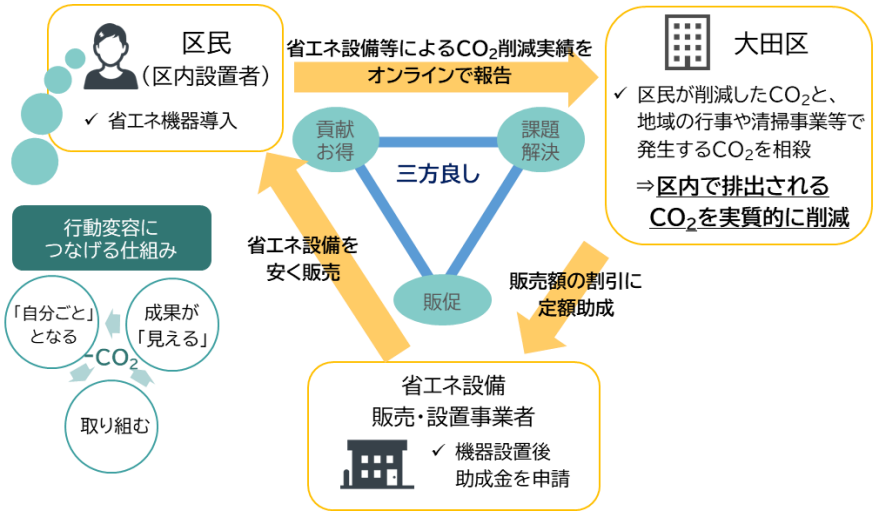
目的概要

家庭から排出されるＣＯ$_2$削減の取り組みを強化するため、家庭用燃料電池（エネファーム）の設置助成を実施します。
さらに、機器導入により削減したＣＯ$_2$はＪ－クレジット制度を活用することで、ＣＯ$_2$排出量をオフセット（実質ゼロ）します。このオフセットの成果を「見える化」し共有することで、脱炭素ライフスタイルへの行動変容の輪をさらに広げていきます。

実施内容

＜令和７年度の取組＞

家庭用燃料電池（エネファーム）を設置する区民にＬＩＮＥクーポンを配信します。区民は区に登録した取扱事業者にクーポンを提示するとともに、J-クレジット制度への参加登録を行うことによって、取扱事業者から機器購入費の割引を受けることができます。
【助成件数】189件　【割引額】新規設置：20万円　更新設置：10万円



沿革　令和６年度から事業開始。

取組　省エネ機器・設備の導入拡大

事業名　**企業立地・ＳＤＧｓ促進助成金**

目的概要

本助成金は、区内で操業を希望する製造業を営む者又は研究開発企業等の操業拠点の新増設、移転、建物付帯設備の整備等を行う際に係る費用を助成することにより、産業集積の維持発展並びに脱炭素化及び生産性の向上による区内企業の持続可能な経営を促進することを目的とした助成金です。

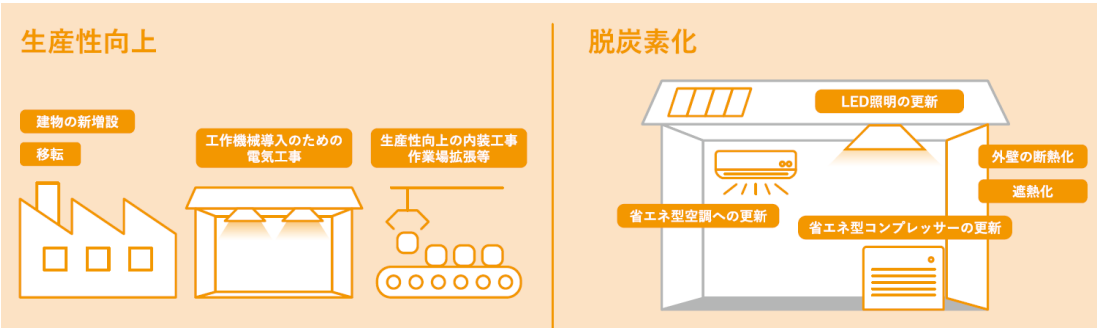
実施内容

○認定事業者数　41件（令和８年３月31日）

■申請内容別平均値

１．脱炭素化率　－35 %

２．生産性向上率　＋18 %



活用事例



説明会様子

■周知方法

１．工場アパート等で説明会の実施

２．（公財）大田区産業振興協会相談員による企業訪問時に説明

３．立地促進サポートを活用し、区内へ移転予定の企業へ案内

沿革

区内立地の促進に加え、新たに脱炭素化・生産性向上に取り組む企業を支援し、大田区内のSDGsを力強く推進するため、令和６年度から「大田区ものづくり工場立地助成」と「大田区研究開発企業等拠点整備助成」を統合し、新たな助成制度を創設しました。

はこぶ　　施策（取組の方向性）　脱炭素まちづくりの推進

取組	省エネ機器・設備の導入拡大
事業名	**商店街のＬＥＤ化**
目的 概要	商店街が所有する装飾灯等の整備（LED化等）に要する経費を補助します。 省エネルギー対策への支援だけでなく、商店街の活性化を促し、地域の核としての商店街機能の充実を図ることを目的とします。
実施内容	■ 商店街装飾灯設置等補助 １基あたりの装飾灯設置経費（限度額400,000 円）の1/2を補助。 ■東京都政策課題対応型商店街事業 特定の課題への対応に必要な施設設備等に対して、東京都が補助する事業。 装飾灯、アーケード照明のLEDランプへの交換（１基あたり30万円まで）を補助する事業。 （内容に応じて補助金額の制限あり。） ■商店街チャレンジ戦略支援事業補助金（活性化） 装飾灯の新設・建替えに係る経費の2/3を補助 ※令和７年度、上記補助金を活用し、装飾灯等を新たにLED化する商店街はありませんでした。
沿革	

はこぶ　　施策（取組の方向性）　脱炭素まちづくりの推進

取組　省エネ機器・設備の導入拡大

事業名　**公衆浴場施設改善助成（クリーンエネルギー化等推進事業）**

目的概要

本助成は、大田区内の公衆浴場に、施設及び設備の改善助成金を交付することにより、公衆浴場の転廃業を防止し、区民の健康維持向上を図ることを目的としています。クリーンエネルギー化等推進事業とは、区内公衆浴場が太陽光発電システム設置や既設ガス燃料等設備更新などの際に、助成対象経費から東京都が交付する「公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業補助金」を差し引いた残額の３分の２の額で200万円（LED照明器具設置については75万円）を限度として補助します。

実施内容

■クリーンエネルギー化等推進事業補助内容

	事項名	内容
1	クリーンエネルギー化	公衆浴場の使用燃料を重油、廃油、雑燃及びこれらの併用から都市ガス又は太陽光発電若しくはヒートポンプに転換
2	コージェネレーション設備設置	公衆浴場の用に供するコージェネレーション設備を設置又は更新
3	太陽光発電システム設置	公衆浴場の業に供する太陽光発電システムを設置又は既設の太陽光発電システムの補修若しくは更新
4	ＬＥＤ照明器具設置	公衆浴場の照明器具をLED照明器具（管球のみの交換は不可）に交換又はＬＥＤ照明器具の更新
5	既設ガス燃料等設備更新	燃料のクリーンエネルギー化を実施した浴場が行う設備の更新
6	高効率空調機設置	公衆浴場の空調機を効率空調機に交換する高効率空調機費及び工事費

■令和７年度助成実績：３件

沿革

クリーンエネルギー化等推進事業は、平成21年度に開始されました。また、平成26年度には太陽光発電システム設置やＬＥＤ照明器具設置など対象メニューを大幅に拡充しました。

取組　区による率先行動

事業名　**電力の環境性向上**

目的概要

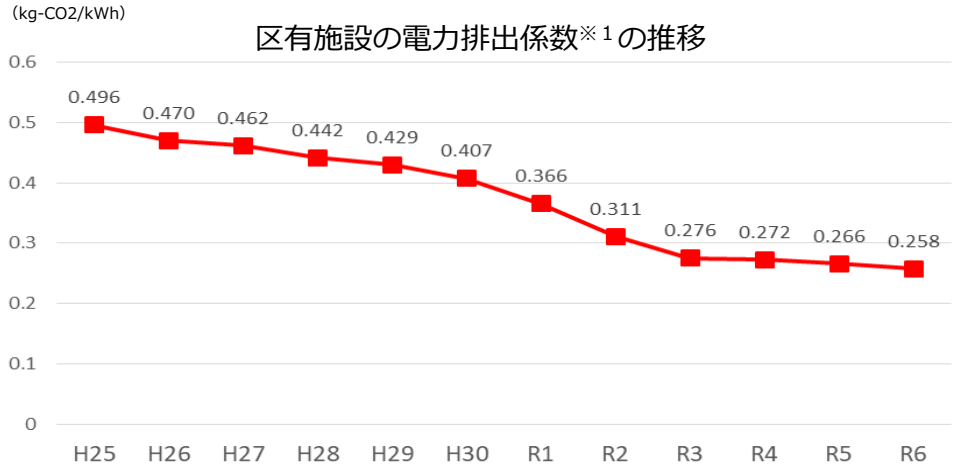
区の業務から排出されるCO_2削減のため、区が調達する電力については再生可能エネルギー電力を導入するなど、環境性の向上に取り組みます。

実施内容

＜令和７年度＞

再生可能エネルギー電力導入施設	延べ128施設

23区の清掃工場のごみ焼却熱を有効活用した電力導入施設	延べ110施設
太陽光発電設備の導入施設・発電出力	延べ29施設 458.00kW



※1 区有施設で使用した電気1kWh当たりのCO2排出量。CO2排出量の少ない電力を選択するほど数値は小さくなる。

沿革

平成24年度：大田区電力の調達に係る環境配慮方針を策定　令和元年度：大田区電力調達方針を策定。
令和２年度：23区の清掃工場のごみ焼却熱を有効活用した電力を全区立小・中学校等に導入拡大。
区役所本庁舎と蒲田清掃事務所に再生可能エネルギー100％電力を導入。

取組　区による率先行動

事業名　**先進的な省エネ機器の導入**

目的概要

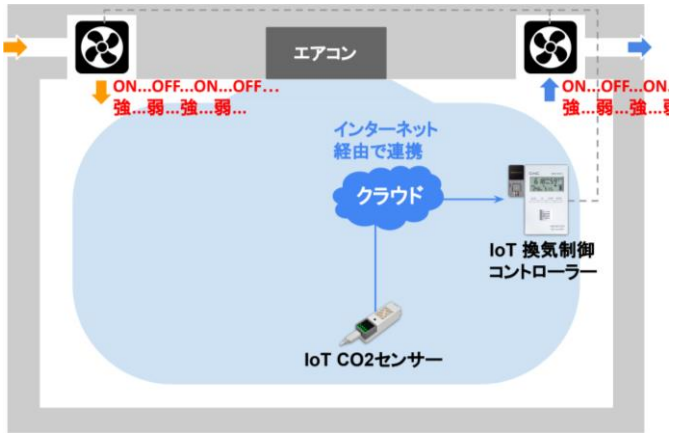
区の業務から排出されるCO_2削減のため、先進的な技術を用いた省エネ機器の公共施設における実証を進めていくとともに、それらの実証結果を踏まえた公共施設への導入拡大を進めていきます。

実施内容

＜令和７年度＞

■ 換気機能制御装置

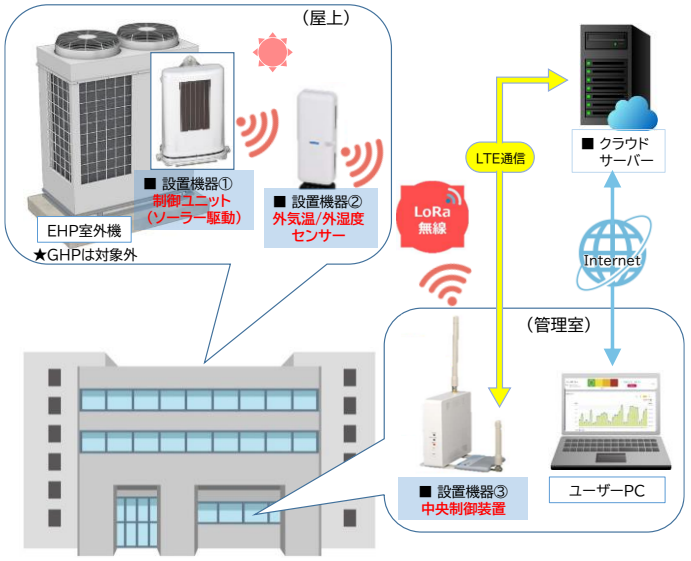
・室内CO_2濃度をセンサーで計測し、連動して換気量を制御
・人口密度の実態に即して給気・排気の最適化



導入：延べ６施設

■ 空調機能制御装置

・不快指数（外気温/外湿度）に連動して、過剰な冷暖房を自動抑制/最適化



実証：延べ１施設

沿革

換気機能制御装置：令和５年度から実証実施
空調機能制御装置：令和６年度から実証実施

取組　区による率先行動

事業名　**水素を活用した高効率燃料電池の導入**

目的概要

都市ガスから水素を取り出す定置型燃料電池の最新モデルを区施設に設置し、次世代エネルギーとして期待される水素の利活用の可能性を実証します。

高効率燃料電池は、太陽光パネルの設置に制約がかかりやすい都市部において、限られたスペースで優れた発電能力を発揮し、エネルギーの脱炭素化と同時に地域の災害対応能力を高めます。

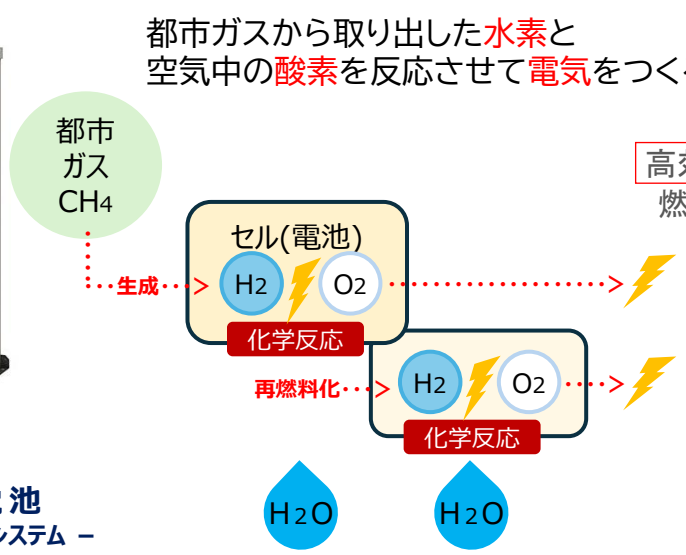
実証結果を検証し、今後の導入拡大を検討していきます。

実施内容

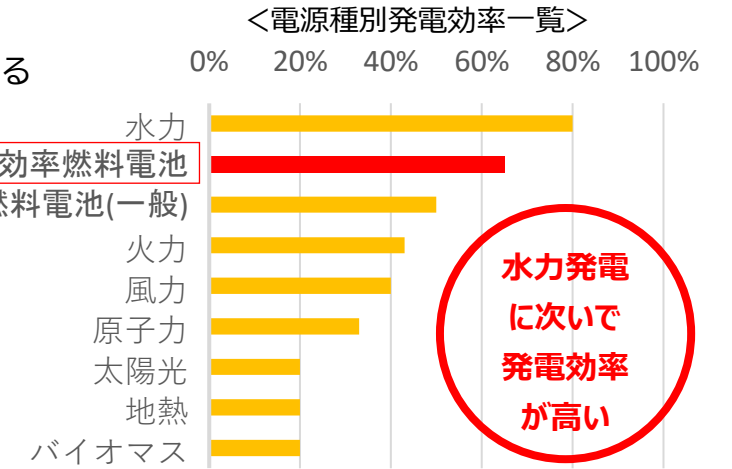
＜令和７年度実績＞
ライフコミュニティ西馬込　２台（5.8kW×２）導入　※運用開始は令和７年度から



高効率燃料電池
－ SOFC(固体酸化物型)システム －



都市ガスから取り出した水素と
空気中の酸素を反応させて電気をつくる



※資源エネルギー庁の公開資料等を基に環境計画にて作成

沿革　令和６年度から実施
※自治体の施設への導入は全国初

取組 区による率先行動

事業名 **庁有車（乗用車）の電動化**

目的概要

庁有車の使用に伴う温室効果ガス排出の削減を目的に、「庁有車等の調達に係る環境配慮方針」に基づき、乗用車は2030年度までに全て電動車に切り替えることを目指します。

※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車
※乗用車以外は可能な限り電動車に切り替えます。

実施内容

乗用車保有台数内訳（令和 7 年度）

電気自動車	2台
燃料電池自動車	1台
プラグインハイブリッド自動車	1台
ハイブリッド 自動車	31台
ガソリン車	13台

沿革

令和 4 年 3 月：「庁有車等の調達に係る環境配慮方針」策定

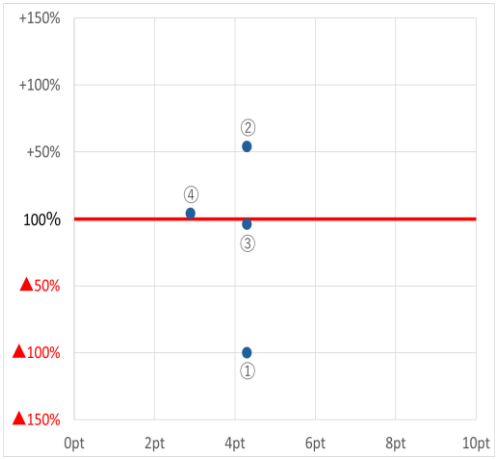
取組	区による率先行動
事業名	**区有施設の脱炭素化**
目的 概要	公共施設の整備にあたっては、再生可能エネルギー設備の導入を進めていくとともに、高効率設備の導入や高断熱化により、建築物の省エネルギー化を図ります。改築等の際は原則としてZEB基準のいずれかを満たす設計とすることで、区有施設の脱炭素化を推進します。
実施内容	令和7年度実績 ■ 再生可能エネルギー設備の導入 大田生活実習所　太陽光発電設備　20kW設置 累計458.00kW ■ ZEB認証取得 仮称大田区大森北四丁目区民支援施設　糀谷エコステーション　石川台中学校 ■その他　高効率設備の導入、高断熱化等の省エネルギー設計（参考） 基本設計：東調布中学校 実施設計：矢口西小学校　馬込第三小学校　入新井第二小学校　田園調布小学校
沿革	令和６年10月１日「脱炭素化に向けた大田区公共施設の整備に関する環境配慮方針」策定

施策（取組の方向性） 健やかで快適な暮らしの実現

安全・安心で快適な生活環境を整えるために、騒音や振動の調査と改善、良好な大気・安全な水環境の保全、まちの景観の保護や地域が連携したまちの美化を進め、住み続けたいまちをめざします。

区民	喫煙マナーを守り、地域の美化活動に協力します。
事業者・区	暮らしや事業活動から出る大気汚染や騒音の発生防止に努めます。 ごみを減らし、川や海をきれいに保ちます。

R7各事業の活動状況



取組 屋外における喫煙対策の推進

事業	実績 活動		R５	R６	R７	R7 目標値	R8 目標値	事業設計（各２点×７項目＝14点満点→10点満点に換算）	目標値設定理由
公衆喫煙所の整備及び運用	民設民営の公衆喫煙所　整備助成件数	①	0	1	0	2	2	A/C/F	公衆喫煙所設置に関しては、これまでの実績に基づいて毎年の民設民営の公衆喫煙所設置目標値を２か所としている。
喫煙マナー等啓発・指導	指導員対応件数	②	79	88	128	83	98	A/C/F	指導員対応件数は、区民からの苦情や相談が起点となり、区の指示によって指導員を派遣し啓発・指導を実施するものである。喫煙マナーが区民に浸透するためには、喫煙マナー啓発指導員を活用した継続的な指導が欠かせない。目標値については、直近３年間の指導員対応件数の平均値を用いた。

施策（取組の方向性） 健やかで快適な暮らしの実現

取組 地域美化活動の推進

事業	実績 活動		R５	R６	R７	R7 目標値	R8 目標値	事業設計（各２点×７項目＝14点満点→10点満点に換算）	目標値設定理由
地域美化活動の支援（支援用品の支給）	支援用品の支給町会数	③	144団体	151団体	139団体	145団体	145団体	A/D/F	自治会・町会の希望による清掃・美化活動に対して、清掃用品を配布する事業である。今後も各特別出張所を通じて支援用品の支給についてPRを継続する。目標値については、年度毎に各町会の事情も異なるため、直近３年間の支援用品の支給を行った町会数の平均値を用いた。
はねぴょんごみゼロウォーク	支援用品配布数（ごみ袋）	④	154袋	96袋	120袋	115袋	123袋	D/F	個人や企業・区民団体等からの希望による清掃・美化活動に対して、清掃用品を配布する事業である。目標値については、各団体が主催する美化活動イベントの回数や規模は毎年一定ではないため、直近３年間の支援用品の配布数の平均値を用いた。

取組 騒音・振動の実態把握

事業	実績 活動		R５	R６	R７	R7 目標値	R8 目標値	事業設計（各２点×７項目＝14点満点→10点満点に換算）	目標値設定理由
自動車騒音・振動調査	自動車騒音・振動調査	－	実施	実施	実施	-	-	D/F	自動車騒音・振動の実態把握を目的としているため、目標設定が適切ではない事業。
航空機騒音調査	航空機騒音調査	－	実施	実施	実施	-	-	B/C/D/F	航空機騒音の実態把握を目的としているため、目標設定は適切ではない事業。

施策（取組の方向性） 健やかで快適な暮らしの実現

取組 大気環境の実態把握

事業	実績					R7 目標値	R8 目標値	事業設計（各２点×７項目＝14点満点→10点満点に換算）	目標値設定理由
	活動		R５	R６	R７				
大気汚染常時監視	大気汚染常時監視	－	実施	実施	実施	-	-	D/F	大気汚染状況の実態把握を目的としているため、目標設定が適切ではない。

取組 住まいと工場が共存するまちづくり

事業	実績					R7 目標値	R8 目標値	事業設計（各２点×７項目＝14点満点→10点満点に換算）	目標値設定理由
	活動		R５	R６	R７				
工場公害対策等	工場等への指導	－	実施	実施	実施	-	-	C/F	工場認可申請は事業者の事業活動に応じて為されるものであり、目標値の設定には適さない。
化学物質の適正管理	化学物質の適正管理及び指導	－	実施	実施	実施	-	-	C/F	化学物質の使用は事業者の事業活動に応じて為されるものであり、目標値の設定には適さない。
区民の快適な生活環境の保全	公害苦情及び相談対応	－	実施	実施	実施	-	-	C/F	苦情及び相談対応は、区民からの依頼が起点となるため、、目標値の設定には適さない。
アスベストの飛散防止対策	アスベスト飛散防止対策の監視指導	－	実施	実施	実施	-	-	C/F	アスベストに係る監視指導は、建築物等の解体や改修に応じて行うものであり、、目標値の設定には適さない。

くらす・はたらく

施策（取組の方向性） 健やかで快適な暮らしの実現

取組

その他の取組

事業	実績				R7 目標値	R8 目標値	事業設計（各２点×７項目＝14点満点→10点満点に換算）	目標値設定理由	
	活動	R５	R６	R７					
ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物に関する取組	-	-	実施	実施	実施	-	-	A/D	PCB特措法に基づく、区の施設で使用されている電気機器に含まれるＰＣＢ廃棄物を処分する事業（処分期限は令和８年度末）であり、義務的な事業のため目標値の設定には適さない。

取組　屋外における喫煙対策の推進

事業名　**公衆喫煙所の整備及び運用**

目的概要

喫煙する人としない人が共存できる環境を実現し、区民の生活環境の向上を図ることを目的として、分煙環境の整備等総合的な施策を推進します。

実施内容

■ 区の公衆喫煙所整備

受動喫煙を防止し、喫煙する人もしない人も快適に過ごすことができるよう公衆喫煙所の整備・管理を行います。

■ 民間の公衆喫煙所整備助成

民間の事業者が一定の要件を満たした喫煙所を整備する場合は「大田区公衆喫煙所設置等助成要綱」に基づき助成を行います。

公衆喫煙所一覧（令和８年４月１日現在）

名　称	形　態
蒲田駅東口駅前 公衆喫煙所	パーテーション型
蒲田駅西口駅前 公衆喫煙所	パーテーション型
大森駅東口三角広場 公衆喫煙所	パーテーション型
大森駅東口駅前広場 公衆喫煙所	コンテナ型
雑色駅前 公衆喫煙所	コンテナ型
大岡山駅前公 衆喫煙所	パーテーション型
六郷土手駅前 公衆喫煙所	トレーラーハウス型
蒲田五丁目 公衆喫煙所（蒲田5-32-1　アロマスクエア裏）	屋内喫煙所　＊民設民営
BIGFUN平和島 公衆喫煙所（BIGFUN平和島２階ペデストリアンデッキ）	パーテーション型　＊民設民営
ボートレース平和島前広場 公衆喫煙所	トレーラーハウス型　＊民設民営
THE TOBACCO RYUTSUCENTER（東京流通センターセンタービル2階）	屋内喫煙所　＊民設民営

沿革

・平成９年６月１日「清潔で美しい大田区をつくる条例」施行。平成16年６月１日から蒲田駅東西口周辺を路上喫煙禁止地区に指定するとともに、区内全域の道路・公園・広場その他の公共の場所における歩きたばこを規制するため条例改正。
・平成28年度から公設公営の公衆喫煙所整備開始。令和元年度から民設民営の公衆喫煙所整備助成開始。

取組	屋外における喫煙対策の推進
事業名	**喫煙マナー等啓発・指導**
目的 概要	喫煙する人としない人が共存できる環境を実現し、区民の生活環境の向上を図ることを目的として、喫煙マナーの周知徹底を図ります。 喫煙マナー啓発指導員による指導・啓発を実施するとともに、区民、事業者等への啓発活動を行います。

実施内容

令和７年度

■ 喫煙マナー向上のための周知・啓発

・「大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例」の周知徹底を図るため、喫煙マナー条例の内容を区報及び区ホームページで周知、たばこ販売店へのチラシ配布を行いました。
・たばこの吸い殻等の投棄が著しい地域の路上等に喫煙マナー啓発路面シートの貼付けを行い、歩きたばこ及びポイ捨てを抑制しました（年間20枚貼付）。
・喫煙マナー啓発ステッカーの貼付及び配布を行いました。
・喫煙マナー啓発ポスターの区設掲示板への掲出を行いました。

■喫煙マナー啓発指導員による指導・啓発業務

・蒲田駅、大森駅、京急蒲田駅及び雑色駅周辺で２人２組の喫煙マナー啓発指導員を配置し、喫煙マナー向上の呼びかけによる巡回を実施しました（年間359日実施）。
・公衆喫煙所及び苦情箇所周辺において、２人１組の喫煙マナー啓発指導員を配置し、喫煙マナー向上の呼びかけによる巡回を実施しました（年間308日実施）。

沿革	令和２年４月１日喫煙する人としない人が共存できる環境を実現し、区民の生活環境の向上を図ることを目的として「大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例」を施行。

取組　地域美化活動の推進

事業名　**①地域美化活動の支援　②はねぴょんごみゼロウォーク**

目的概要

区民・事業者の相互協力による、美化活動を支援し地域の美化を推進します。
①各特別出張所と連携して、自治会・町会が行う、地域の環境美化を目的とした清掃活動に支援用品を支給します。
②区から清掃用品の配布を行い、区民が自主的に区内の清掃を行う環境を整えます。

実施内容

■ 支援用品の支給実績

①地域美化活動の支援

令和７年度

町会・自治会	139団体
ごみ袋	14,541枚
軍手	8,522双
トング	242本

②はねぴょんごみゼロウォーク

令和７年度

ごみ袋	120袋
軍手	811双
トング	626本

沿革　①平成22年度から実施　②令和４年度から実施

取組　騒音・振動の実態把握

事業名　**自動車騒音・振動調査**

目的概要

移動発生源ごとに騒音や振動の調査を実施することで実態把握を行い、関係機関へ環境改善対策の要望を行います。
自動車については、騒音状況の常時監視調査及び騒音・振動の要請限度調査を実施します。

実施内容

■ 自動車騒音状況の常時監視調査

騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、区内幹線道路沿道の自動車騒音（沿道から背後地50mまで）を毎年監視し、環境基準の達成状況を把握します。

■ 自動車騒音・振動の要請限度調査

主要幹線道路6路線のうち毎年2路線ずつ実施しており、令和7年度は第一京浜および第二京浜について調査を実施しました。
調査結果をもとに、環境改善対策の参考となるよう道路管理者に情報提供を行いました。

＜令和7年度　路線別の環境基準達成状況　達成率（%）＞

路線名	昼間	夜間
一般国道1号（第二京浜）	87.8	74.2
一般国道131号（環八通り）	98.0	96.9
環状7号線（環七通り）	94.8	75.6
大田調布線（多摩堤通り）1	100	99.6
大田調布線（多摩堤通り）2	100	100
東品川丸子線（池上通り）1	100	97.7
東品川丸子線（池上通り）2	99.8	99.6
大田区道主要第65号線（大森海岸通り）	100	100
大田区道主要第10号線	100	99.2
大田区道主要第100号線	100	100

※ 大田調布線と東品川丸子線は、2地点で実施

＜令和7年度　自動車騒音・振動の要請限度等の達成状況＞

路線	地点	騒音				振動	
		昼間		夜間		昼間	夜間
		環境基準	要請限度	環境基準	要請限度	要請限度	要請限度
第一京浜	大森西六丁目17番	×	○	×	×	○	○
	仲六郷二丁目41番	○	○	×	○	○	○
第二京浜	池上八丁目10番	×	○	×	○	○	○
	池上三丁目18番	×	○	×	○	○	○

○：環境基準または要請限度以下　×：環境基準または要請限度超過　※振動は環境基準の定めがない

沿革　昭和48年度から実施

取組　騒音・振動の実態把握

事業名　**航空機騒音調査**

目的概要

航空機騒音については、区内3局の固定局調査、航空機騒音調査（短期測定）、内陸飛行騒音調査を実施します。騒音調査で実態把握を行い、必要に応じて関係機関へ環境改善対策の要望を行います。

実施内容

■ 航空機騒音固定局調査（常時測定）（令和7年度）

東京国際空港（羽田空港）に離着陸する航空機による騒音について、固定局（３地点）で常時測定を実施しています。地域類型Ⅰは専ら住居の用途に供される地域であり、Ⅱは Ⅰ以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域です。

調査地点	所在地	地域類型	環境基準達成状況
大田市場	東海三丁目	Ⅱ	○
中富小学校	大森東五丁目	Ⅰ	○
新仲七町会会館	羽田五丁目	Ⅰ	○

○：環境基準達成　×：環境基準超過

■ 内陸飛行騒音調査（令和7年度）

羽田空港から離陸する航空機のうち、D 滑走路供用開始後において大田区内陸部に進入する航空機の騒音影響等を把握する調査を実施しています。

調査地点	所在地	高度	環境基準達成状況
矢口小学校	多摩川一丁目	9,000ft 以上	○※

○：環境基準達成　×：環境基準超過

※矢口小学校（多摩川一丁目）は地域類型に該当しませんが、地域類型Ⅰを参考としています。

■ 航空機騒音調査（短期測定）（令和7年度）

羽田空港の機能強化による騒音の実態を把握するため、固定局３地点に加えて新たに４地点で短期の調査を実施しています。

調査地点	所在地	地域類型	環境基準達成状況
大森第五小学校	大森本町一丁目	Ⅱ	○
大森南四丁目工場アパート	大森南四丁目	※	○
東糀谷防災公園	東糀谷四丁目	※	○
都南小学校	本羽田三丁目	Ⅰ	○

○：環境基準達成　×：環境基準超過

※ 東糀谷防災公園と大森南四丁目工場アパートは工業専用地域のため基準はありませんが、住宅のある周辺地域の基準を参考値としています。

沿革

航空機騒音固定局調査（常時測定）は昭和48年度から実施している。

取組　大気汚染の実態把握

事業名　**大気汚染常時監視**

目的概要

区内の大気汚染の状況を把握するため、住宅地や主要な道路沿線に測定局を設置し常時測定を行います。
また、光化学スモッグによる被害を未然に防止するため、東京都環境局の光化学スモッグ情報をもとに、防災行政無線等を活用し情報発信します。

実施内容

■環境基準達成状況（令和７年度）

測定局名		所在地	二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	
						長期的評価	短期的評価
一般環境	① 中央	大森地域庁舎（大森西一丁目）	－	○	×	○	○
	② 雪谷	雪谷特別出張所（東雪谷三丁目）	－	○	×	○	○
	③ 矢口	こども発達センターわかばの家（千鳥三丁目）	－	○	×	○	○
	④ 六郷	東六郷小学校（東六郷二丁目）	－	○	×	○	○
	⑤ 京浜島	京浜島会館（京浜島二丁目）	○	○	×	○	○
道路沿道自動車排出ガス	⑥ 東六郷	東六郷一丁目12番６号	－	○	－	○	○
	⑦ 東矢口	矢口一丁目２番６号	－	○	－	○	○
	⑧ 羽田	羽田五丁目５番19号	－	○	－	○	○

○：環境基準達成　×：環境基準超過　－：測定なし

■光化学スモッグ発令日数（令和７年度）

学校情報	10
注意報	3

※光化学スモッグ：
大気中の光化学オキシダント濃度が高く、気象条件から見てその状況が継続すると認められる状態のことです。濃度により注意喚起の種別が異なり、主に「注意報」にて区民に注意喚起します。
更に都内では、児童・生徒への被害防止を目的とした「学校情報」の基準を設けており、基準超過時は学校等に対して情報提供しています。

沿革

一般環境大気汚染調査は昭和40年代から実施。
自動車排出ガス大気汚染調査は平成10年度から固定測定局での測定を開始。

取組　住まいと工場が共存するまちづくり

事業名　**工場公害対策等**

目的概要　「住まいと工場が共存するまち」を実現するためには、事業者は法令を遵守して公害の発生防止に努める必要があります。区は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）」「騒音規制法」「振動規制法」などの法令に基づいて、工場等に立入り監視・指導を行います。

実施内容

＜工場等の認可・届出等の件数（令和７年度）＞

環境確保条例

工場	全件数		3,380
	認可	設置	39
		変更	15
指定作業場	全件数		1,498
	届出	設置	12
		変更	1
地下水揚水量の報告			41
適正管理化学物質		使用量の報告	253
		管理方法書提出	3
土壌汚染関係届出		調査報告	16
		計画書	6
		完了届	8
東京都公害防止管理者		選任届	11
		解任届	9

騒音規制法

特定施設	全件数		862
		設置届	17
		廃止届	19
		変更届	1
特定建設作業届			588

振動規制法

特定施設	全件数		660
		設置届	9
		廃止届	16
		変更届	0
特定建設作業届			450

■環境保全協定
昭和50年代からの工場の臨海部集団移転事業に伴い、臨海部の将来にわたる公害の防止及び環境保全を目指して、事業者と区の間で「環境保全等に関する協定」を結んでいます。

沿革　昭和44年(1969)、東京都は激化する公害に対処するため 「東京都公害防止条例」を制定。
平成13年(2001)、東京都公害防止条例を全面的に改正した「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」が施行。

取組　住まいと工場が共存するまちづくり

事業名　**化学物質の適正管理**

目的概要

化学物質の中には人や生物に対する有害性を持つものがあり、製造から使用、廃棄に至るまでの過程で環境中に排出されることによって、環境汚染や人体への影響が懸念されます。事業者には、化学物質の環境への排出量・移動量を自ら把握して、環境への負荷を低減させるよう取組む責任があります。区は、化学物質の自主管理体制の確立を促すために、事業所へ立入り、指導や助言を行います。

実施内容

■ 化学物質管理方法書の区への提出

環境確保条例に定める適正管理化学物質を取り扱う事業所のうち、従業員の数が21人以上で、かつ、年度内に使用した適正管理化学物質のいずれかが100キログラム以上の場合には「化学物質管理方法書」の作成と区への提出が義務付けられています。

対象事業所には管理方法書の作成と提出について助言指導しております。

また、近年の風水害の発生を受けて、事業所内への浸水防止や化学物質の流出防止についての対策、防災行動計画等を講じて、災害発生時に事業者自らが応急措置を施して被害の拡大を最小限に抑える体制づくりを支援しています。

＜実施事業所件数（令和７年度）＞

適正管理化学物質を100kg以上使用している事業所数※	266
提出義務がある事業所数	79
提出済みの事業所数	71
未提出の事業所数	8
提出義務がない事業所数	174
提出義務はないが提出している事業所数	106

■ 有害ガスを取り扱う事業所

化学物質の取扱事業所に対し、有害ガスの採取分析を行い、規制基準を超過した場合には改善指導を行います。

＜有害ガス測定箇所数（令和７年度）＞

測定箇所数	35
規制規準超過件数	0

沿革

平成12年の環境確保条例制定後提出指導開始 。
令和３年に改正施行された「東京都化学物質適正管理指針」に基づき、防災対策等の助言を実施。

取組　住まいと工場が共存するまちづくり

事業名　**区民の快適な生活環境の保全**

目的概要

工場等の事業所の操業に伴う騒音、振動等の公害問題、及び日常生活における諸問題等についての問合せや相談を受付けています。
また、公害問題の解決、及び防止を目的として、区内事業者や区民が自ら騒音や振動を測定できるよう、環境測定機器の貸し出しを行います。

実施内容

＜苦情対応件数（令和７年度）＞

発生源/種目	大気汚染 アスベスト	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
工場	1	2	0	6	0	0	13	1	23
指定作業場	2	0	0	10	0	0	1	0	13
建設作業	52	0	1	75	63	0	2	10	203
その他	4	1	0	76	2	0	34	43	160
計	59	3	1	167	65	0	50	54	399

※この他に苦情までには至らなかったが、公害関係相談として119件を受付けました。

＜騒音計・振動計貸し出し件数（令和７年度）＞

騒音計	91
振動計	21

※貸し出し計器は、騒音計５台、振動計２台。
※貸し出し期間は、最長８日間。

沿革　苦情の処理は、昭和45年に制定された「公害紛争処理法」に基づいて実施。
環境測定機器の貸し出しは、昭和59年から区の要綱に基づき開始。

取組　住まいと工場が共存するまちづくり

事業名　**アスベストの飛散防止対策**

目的概要

建築物等の解体・改造・補修作業を行うときには、アスベストを含有する建築材料が使用されているか否かの調査を行い（事前調査）、使用されている場合はアスベストの飛散防止対策（作業計画の作成と作業基準の遵守）が義務づけられています。さらに、吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材等の除去等の作業については、事前に区への届出が必要です。区では、区民の健康の保護と生活環境を保全するために、解体現場等に立入り、監視・指導を行います。

実施内容

■ 届出の審査等事務

法令に基づいて届出られた作業計画について、内容の審査及び養生施工時の立入検査を行います。作業終了後には完了報告を受領してアスベストの飛散防止対策の徹底について確認しています。

※届出対象外の工事に対して、969件の立入調査を実施し、事前調査の適正実施、特定建設材料の見落としの有無及び適切な処理方法の実施について確認しました。

＜届出件数（令和７年度）＞

大気汚染防止法（特定粉じん排出等作業実施届出）	35
環境確保条例（石綿飛散防止方法等計画届）	33
大田区特定粉じん排出等作業事務取扱要領（石綿飛散防止方法等計画報告書）	22

■大田区建築物石綿含有建材調査者又は工作物石綿事前調査者資格取得助成

大気汚染防止法の改正により、建築物は令和５年10月１日から「建築物石綿含有建材調査者」講習を、工作物は令和８年１月１日から「工作物石綿事前調査者」講習を修了した者等による事前調査の実施が義務付けられました。区では、工事を行う区内事業者が事前調査を実施するための人材を確保する取り組みとして、雇用する従業員の受講費を事業者が負担した場合に、費用の一部を助成しています。

＜助成件数（令和７年度）＞

申請	５件
助成	５件
助成総額	113,410円

沿革　令和４年度から実施していた大田区建築物石綿含有建材調査者資格取得助成事業は令和6年度にて終了。令和７年度からは資格要件を拡大して大田区建築物石綿含有建材調査者又は工作物石綿事前調査者資格取得助成事業を展開している。

取組　その他の取組

事業名　**ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物に関する取組**

目的概要

ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）を含む電気機器等が廃棄物となった場合は、その事業者が自らの責務において保管及び処理を行うこととなっています。また、ＰＣＢを含む電気機器等を使用している場合も、処分期間内に使用を中止し、処分することとされています。
区が所有する施設から排出されたＰＣＢ廃棄物は、特別管理産業廃棄物保管場所で保管し、民間委託して処分しています。

実施内容

＜令和７年度処分実績＞
（高濃度PCB廃棄物）

蛍光灯安定器	２台

（低濃度PCB廃棄物）

低圧コンデンサ	74台	PCB汚染物（プラボックス）	１箱
PCB汚染物（金属製容器）	１箱	PCB汚染物（その他）	１箱

沿革

ＰＣＢ廃棄物は法令により、その種類に応じて処分先及び処分期限が定められています。
ＰＣＢ保管事業者は、法令により令和９年３月31日までにすべての低濃度ＰＣＢ廃棄物を処理することとされています。

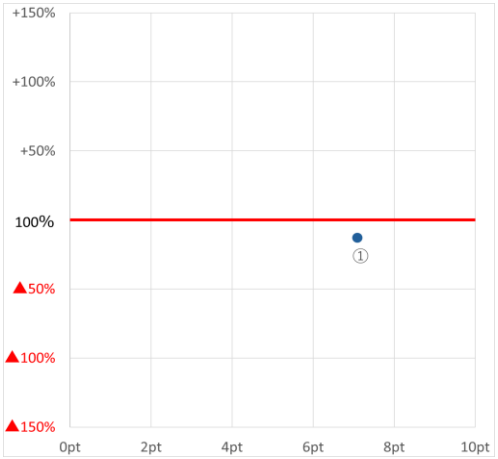
はこぶ

施策（取組の方向性） 環境にやさしい移動・輸送手段の充実

日常生活や事業活動の中で、公共交通機関、自転車の利用や徒歩を選択し、自動車を利用する場合は、環境にやさしい自動車を積極的に選択します。

区民	移動にはできるだけ公共交通機関やカーシェアリングなどシェアリング型の交通サービスを利用します。
事業者・区	自動車は低燃費で低排出ガスの車両を利用し、エコドライブを心がけます。また、ZEVの利用を積極的に進めます。

R7各事業の活動状況



取組 移動手段の脱炭素化の普及・促進

事業	実績 活動		R５	R６	R７	R7 目標値	R8 目標値	事業設計（各２点×７項目＝14点満点→10点満点に換算）	目標値設定理由
ＥＶカーシェアリング普及事業	稼働率（1日24ｈを稼働時間とした場合）	①	26%	26%	26%	30%	30%	A/D/E/F/G	事業継続の観点から、カーシェアリング事業の最低採算ライン稼働率（20%）の達成を目標にした。(R6) 数値は経産省の検討会資料より参照。
庁有車を活用したEVの普及活用事業	外部給電機を活用した訓練等の回数	-	-	-	-	-	実施	A	令和８年度からの新規事業であり、EVの防災性の周知を踏まえて防災訓練等での活用自体を目的とするため、実数値による目標設定はそぐわない。
大田区コミュニティバス「たまちゃんバス」	-	-	運行	運行	運行	-	-	A/C/D/F/G	自動車利用の抑制へ向けて、安定的な継続運行を維持していくことが本事業の目標であるため数値設定は難しい。
大田区コミュニティサイクル事業	サイクルポート整備数	-	13ポート	32ポート	52ポート	-	-	A/B/C/E/F/G	サイクルポート整備数は既に目標を達成しており、現在、需要に応じた設置判断をしているため、新たな目標数の設定はない。需要予測が困難なため、設置地域(場所)の想定も不可能である。
自転車走行環境の利用	自転車走行環境整備距離	-	累計170km	累計170km	累計171km	-	-	A/B/G	目標としていた区道約170kmの自転車走行環境整備はR5年度に概成しているため。

取組

移動手段の脱炭素化の普及・促進

事業名

ＥＶカーシェアリング普及事業

目的概要

蒲田清掃事務所跡地の暫定活用として、令和５年８月から用地の一画においてＥＶのカーシェアリングを開始しました。本事業は、移動手段の脱炭素化に向けた「自動車利用の最小化」、「ＺＥＶ（走行時CO_2等の排気ガスを排出しない車）の普及促進」２つの目的を同時に推進する実証事業とし実施します。
実証期間は、今後蒲田駅東口周辺エリアのまちづくりの進捗により判断します。

実施内容

ステーション名　蒲田５－44（ＥＶ）
実施場所：蒲田５丁目44番
設置車両：ＥＶ２台
実施事業者：タイムズモビリティ株式会社
事業形態：土地賃貸借契約により事業者が会員制カーシェアリングサービスを実施

＜令和７年度実績＞

・利用件数　令和７年４月～令和８年３月　1,024件
　１台あたり月平均利用件数 42件
・稼働率（1日24ｈを稼働時間とした場合） 26％



沿革

令和５年８月からカーシェアリング開始。

取組	移動手段の脱炭素化の普及・促進
事業名	**庁有車を活用したEVの普及活用事業**
目的 概要	区が庁有車として使用しているEVについて、PR用のステッカーを掲示して区内を走行することにより、区民や事業者にEVの普及啓発を行います。 また、EVと外部給電器を活用した防災訓練等における展示を実施し、環境面に加えて防災面での利点もPRすることで、EVの導入を推進していきます。
実施内容	<令和７年度実績> EV車両導入：２台 外部給電機：令和８年度中の導入に向け検討
沿革	令和８年１月：ステッカーを活用したPR開始 令和８年度中：防災訓練等での展示を実施予定

庁有車に導入したEV



外部給電機



取組

移動手段の脱炭素化の普及・促進

事業名

大田区コミュニティバス「たまちゃんバス」

目的概要

日常生活の中で移動に伴い排出される温室効果ガス排出量を削減するため、自動車利用の抑制に向けて公共交通機関利用を促進します。
コミュニティバスは、区が事業主体、バス事業者（東急バス）が運行主体となり運行事業計画に基づき運行しています。区は、運行収支の欠損額について予算の範囲内で補助を行っています。

実施内容

■ コミュニティバスの利用促進

（令和７年度）

- 作業部会は３回開催し、今後の運行方針・啓発活動方針・令和８年度からの運賃改定などについて協議を行いました。
- サマーフェスタ、環境フェア、桜まつりを含む６つのイベントに参加し、啓発活動を行いました。

（令和８年度）

- 作業部会や啓発イベントなどを通じ、たまちゃんバスの利用促進を図ります。



【EVバス】

■ EVバスの導入

- 令和６年５月にEVバスの運行を開始しました。

沿革

平成21 年10 月から交通不便地域を解消するため、矢口地域において試行運行（約10 年間）しました。本格運行移行条件を達成し、令和元年７月から本格運行に移行。令和６年５月ＥＶバスでの運行を開始しました。

取組　移動手段の脱炭素化の普及・促進

事業名　**大田区コミュニティサイクル事業**

目的概要

日常生活の中で移動に伴い排出される温室効果ガス排出量を削減するため、環境に優しい移動手段のコミュニティサイクル（シェアサイクル）の普及を促進します。
コミュニティサイクルは、一定の地域内に設置されたサイクルポート（駐輪場所）であれば、どこでも自転車を借りることができ、返却することができるシステムです。都市の新たな移動手段として、世界各国でも普及が進んでおり、国内でも多くの都市で導入が始まっています。

実施内容

○ 実施体制
・実施主体　大田区
・運営主体　株式会社ドコモ・バイクシェア。 OpenStreet株式会社（令和８年４月27日協定締結）。

○ 事業規模（令和７年度末時点。株式会社ドコモ・バイクシェアのみ。）

道塚南公園など、計52か所にサイクルポートを設置しました。

サイクルポート（箇所）	自転車台数（台）	累計登録者数
213	656	140,555



株式会社ドコモ・バイクシェアは、都内の17 区のみ乗り入れが可能となっています。

○ コミュニティサイクルの認知度について（令和７年度調査時）

区民意識調査の設問	割合
コミュニティサイクルを知っている	36.3％

沿革

平成28年度からの試行事業および令和２年度からの検証事業を経て、令和４年12 月15 日から本格事業に移行しました。運営主体は試行事業から㈱ドコモ・バイクシェアのみでしたが、令和８年４月からOpenStreet㈱が新たに加わりました。

取組

移動手段の脱炭素化の普及・促進

事業名

自転車走行環境の利用啓発

目的概要

日常生活の中で移動に伴い排出される温室効果ガス排出量を削減するため、環境に優しい移動手段の普及を促進します。「大田区自転車ネットワーク整備実施計画（平成28 年策定）」において、平成28 年度から令和 7 年度までの10 年間で区内の自転車走行環境のネットワーク化を図ることとしました。令和元年度に計画の見直しを行い、単年度の整備距離を延伸し計画期間を 8 年間に短縮した結果、予定していた区道約170km の整備が令和 5 年度末までに概ね完了しました。

実施内容

令和 7 年度

・区道の自転車走行環境の整備が概ね完了したことに伴い、整備効果の検証を行いました。
・自転車走行環境の利用啓発を行いました。









整備区道延長（令和 8 年 3 月現在）

大田区全域	171.0 km

沿革

区道の自転車走行環境の整備は概ね完成（令和5年度）

令和７年度　大田区における自然再興の取組

Ⅰ.概要と目標

大田区は、持続可能な環境の実現と生物多様性の保全を目指し、「自然再興（ネイチャーポジティブ）」をテーマにした多面的な取り組みを進めています。グリーンインフラ事業計画の推進などの緑を保全・活用する取組、保護樹木や緑の講演会などの緑の保護と啓発活動や、自然観察会・体験会、水環境の実態把握など様々な施策を展開しています。

令和７年度実績（未更新）

カテゴリー（視点）	指標	計画策定時	最新値	目標値	達成度
自然再興の取組 **環境**	みどり率	25.3% 2018年度実績	-	28%	-
	（参考）緑被率	（参考）18.32%	-	（参考） 21.5%	-
環境×**生活**	生き物の豊かさの満足度	27.2% 2023年度実績	44.1% 2025年度実績	40%	110.3%
	身近な場所で水や緑に親しめると感じている区民の割合	58.8% 2024年度実績	61.1% 2025年度実績	62%	98.5%
環境×**経済**	環境に配慮した経営をする企業の割合（生物多様性）※中小規模事業所	4.9% 2023年度実績	-	29%	-

Ⅱ.取組

1.緑を保全・活用する取組

1.グリーンインフラ事業計画の推進
2.みどり基金の利活用



区民農園（グリーンインフラの一例）



みどり基金チラシ

Ⅱ.取組

2.緑の保護と啓発活動

1.樹木の保護（保護樹、保護樹林等）
2.緑の講演会、緑の普及講座
（緑のカーテン、親子でガーデニング）



緑の普及講座 作品例

3.自然観察会・体験会

1.自然観察路を中心とした自然観察会
2.コアジサシ保護活動、田んぼづくり、定例干潟の観察会（NPOとの共催）

4.水環境の実態把握

1.河川や海域の水質等の調査
2.水辺の生き物の調査の実施



京浜島つばさ公園で確認された
コアジサシ



自然観察会

Ⅲ.今後の展望

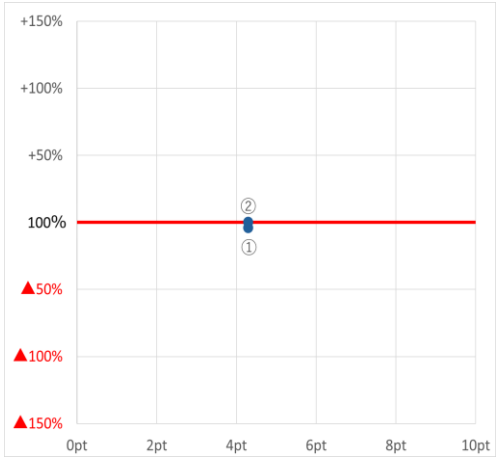
自然環境の保全と再生には区民・事業者・区が連携した長期的な取り組みが必要です。各主体のグリーンインフラ導入を促すことで、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある環境の実現を目指します。また、緑を守り、増やしていく取組や、区民が緑や自然に親しめる活動を通して、自然環境への意識向上や行動変容を図り、自然再興（ネイチャーポジティブ）の取組を推進していきます。

施策（取組の方向性） みどりのまちの実現

大田区に残る豊かなみどりや水辺環境の保全に取り組むとともに、区民・事業者の主体的な新たなみどりの創出の機会を提供し、みどりづくりの支援を推進します。

区民	公園や河川等の水辺とみどりに親しみ自然に触れる機会を増やします。
区民・事業者・区	身近なみどりを育み、まちを花とみどりで彩ります。

R7各事業の活動状況



取組 緑化の推進

事業	活動		実績 R５	実績 R６	実績 R７	R7 目標値	R8 目標値	事業設計（各２点×７項目＝14点満点→10点満点に換算）	目標値設定理由
緑の保護	保護樹	①	1,068本	1,053本	1,023本	1,065本	1,048本	A/B/D	所有者による自主的な申し込みであり、また事業の初期に登録した樹木の寿命が到来しており、目標値設定が困難である。
緑の普及啓発	緑の普及講座等	-	実施	実施	実施	実施		A/C/F	事業参加をきっかけとして、環境意識の高揚及び行動変容の促進を目的として実施していることから、今後は、事後アンケートにて「参加して環境意識が高まった」と回答した割合を目標値とすることを検討する
	おおたの名木選周知	-	実施	実施	実施	－		C/D	名木の保全を目的とし、目標達成度が測ることが困難であるため、数値目標の設定は適さない。

施策（取組の方向性） みどりのまちの実現

取組 グリーンプランとの連携

事業	実績					R7 目標値	R8 目標値	事業設計（各2点×7項目＝14点満点→10点満点に換算）	目標値設定理由
	活動		R５	R６	R７				
環境保全、地域振興に資するみどり空間の整備	みどり空間の整備	②	-	-	2か所	2か所	2か所	C/D/F	グリーンインフラを取り入れたみどり空間の整備によりみどりのまちの実現につながることから、整備箇所数を目標値とした。
防災・減災に資する雨水浸透・貯留設備の設置	雨水浸透・貯留設備の設置		-	-	－	－	－	C/D/F	令和９年度の公園等への雨水浸透・貯留設備の設置を目指し、令和８年度は設置に向けた調整・設計を予定しており、令和８年度単年での目標値の設定は難しい。
みどり基金の利活用	基金の周知・運用		-	-	－	－	－	C/D/F	基金は個人や法人からの自発的な寄附によるものであるため、目標値の設定は難しい。

ともにいきる　施策（取組の方向性）　みどりのまちの実現

取組　緑化の推進

事業名　**緑の育成**

目的概要

安全で緑豊かな生活環境をつくるため、接道部又は隣地境界の生垣づくり及び接道部の植栽帯づくりに助成を行います。
また、地球温暖化防止、都市の温熱環境の改善、雨水流出の制御及び自然環境の創出を図ることを目的として、住居もしくは住居併用として使用されている建築物の屋上部分及び外壁面に、樹木等を継続的に栽培し、緑化整備しようとする建築物の所有者又は権限を有する個人に対して、その費用の一部を助成します。

実施内容

■ 生垣造成の助成

＜補助の内容＞
・既存の塀を取り壊して生垣を造成する場合：16,000円／m
・新たに生垣を造成する場合：10,000円／m
ただし、助成金の対象となる生垣の長さは２m以上で、50m分までを上限とします。

（令和7年度）

生垣造成		うち、ブロック塀等の生垣化	
件数	生垣延長（m）	件数	生垣延長（m）
2	19	1	10

■ 植栽帯造成の助成

＜補助の内容＞
・植栽帯の造成費用　：6,000円／㎡　上限50㎡（30万円まで）
・ブロック塀等の撤去費：6,000円／m　上限50m（30万円まで）　合計60万円まで
ただし、助成金の対象となる植栽帯は、接道部に長さが２m以上接しており、接道部から奥行き５m以内に１㎡以上の面積があることが必要です。

（令和7年度）

植栽帯造成	
件数	面積(㎡)
3	6

■ 屋上緑化・壁面緑化の助成

＜補助の内容＞
・助成対象経費の２分の１とする。
ただし、緑化される植栽基盤等の面積１㎡当たり２万円、助成金の総額50万円を上限とします。

（令和7年度）

屋上緑化・壁面緑化	
件数	面積(㎡)
0	0

沿革

生垣造成の助成及び植栽帯造成の助成は令和元年度から実施
屋上緑化・壁面緑化の助成は平成21年度から実施

取組　緑化の推進

事業名　**緑の保護**

目的概要

地域に残された緑は長年区民が親しんできた貴重な財産です。神社や寺院、個人の庭などの樹木・樹林は周辺の雰囲気を和ませるばかりでなく、二酸化炭素を吸収し地球温暖化防止にも寄与しています。私たちの生命を支える貴重な緑を保全するため、一定の基準を超える樹木・樹林を保護樹木・保護樹林として指定し、その所有者等に補助金を交付します。

実施内容

■ 樹木の保護

＜指定基準＞
特に保護し、育成すべき樹木及び緑地で健全で適切な維持管理が行われており、倒木等で周囲に著しい損害が及ぶおそれがない樹木及び緑地（植栽によるものは、当該植栽からおおむね５年以上経過しているものに限ります）。

（令和8年3月31日現在）

保護樹	保護樹林	保護つる性樹木	保護生垣
1,023本	87か所	4か所	7か所

指定・解除状況	保護樹		保護樹林		保護つる性樹木		保護生垣	
	指定	解除	指定	解除	指定	解除	指定	解除
令和7年度	2本	30本	0件	1件	0件	0件	0件	1件
累計（S50～R7）	1,769本	744本	134件	47件	4件	0件	9件	2件

■ 特別緑地保全地区維持管理助成

特別緑地保全地区の指定を受けた緑地の所有者等に対して、樹木の維持管理費用を助成します。

令和7年度実績　補助件数：２件

沿革

昭和50年「大田区みどりの保護と育成に関する条例」制定。条例に基づき、一定の基準を超える樹木・樹林を保護樹木・保護樹林として指定し、その所有者等に補助金を交付。特別緑地保全地区維持管理助成は令和２年度から実施。

ともにいきる　　施策（取組の方向性）　みどりのまちの実現

取組　緑化の推進

事業名　**緑の普及啓発**

目的概要

地域住民と連携して「まちの緑」で、まちの個性を表現するとともに、実践的な緑化の方法を学ぶ機会を提供することで、大田区の緑化に対する区民意識の向上へと繋げます。また、幅広い世代を対象として、パネル展示やイベント等を行うことで、環境保全への意識啓発に取り組みます。

実施内容

■ 緑の講演会

緑の効用と、草木の育成・栽培方法などを学ぶ機会を提供するため、大田区緑化推進協議会と共催で講演会を開催

開催回数	会場	参加者数
1回	区民ホールアプリコ	137人

■ 緑の普及講座

〇緑のカーテン講習会等

地球温暖化対策とともに省エネルギー効果が期待でき、楽しみながら継続的に取り組める「緑のカーテン」の栽培方法などを習得する講習会を開催。

開催回数	会場	参加者数
2回	大田文化の森　等	計87人

〇緑の育成講座

緑のまちづくりを目指し、野菜などを実際に栽培する講座を開催

開催回数	会場	参加者数
3回	田園調布せせらぎ館	延べ65人

■ 18色の緑づくり支援

18特別出張所管内の地区を「まちの緑」として表現し、「18色の緑のまちづくり」への取組みを支援。希望する地区（特別出張所単位）が選んだ花の種等の提供、育成講習会、出張指導の開催支援など、地域主体による緑づくりの支援を実施します。

■ おおたの名木選

まちなかに残された貴重な緑であり、CO2の吸収源としても効果の高い大木等を引き続き守り育てていくため、地域の景観的なシンボルとなっている樹木を「名木選」として指定しています。

沿革

緑の普及講座は平成20年度から開催。　18色の緑づくり支援は平成25年から実施。
おおたの名木選は平成27年度から実施。

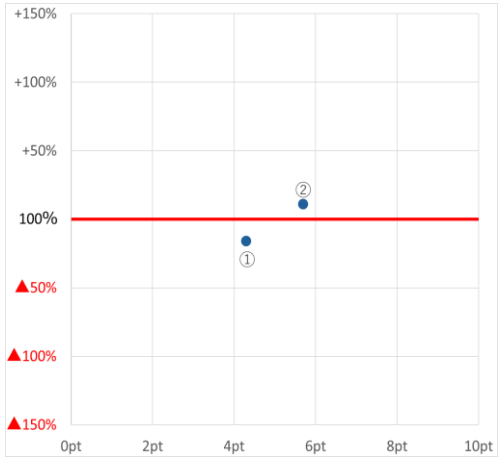
ともにいきる

施策（取組の方向性） 生物多様性の保全・再生

水とみどりのネットワークを構築することで、多くの生き物の生息空間を確保し、将来に向けた生態系の維持に貢献します。多様な生き物が生きることのできる環境づくりの一層の推進と、身近な存在としてその大切さの理解促進を図ります。

区民・事業者・区	生物多様性の現状を学び、知ることで、生き物を守り育てます。
区民・事業者	生物多様性の保全に配慮した製品や食品を選びます。
事業者・区	生物多様性の保全に配慮した原材料調達や製造工程で製品作りを実践します。

R7各事業の活動状況



取組 自然環境の保護

事業	実績 活動		R５	R６	R７	R7 目標値	R8 目標値	事業設計（各２点×７項目＝14点満点→10点満点に換算）	目標値設定理由
特定外来生物の防除	ハクビシン等被害対策わな設置件数	①	206件	116件	130件	155件	151件	A/C/D	生物の生息状況は年度毎で異なり、加えて区民申し込み事業であるため、過去目標値設定が難しい。過去3年の平均値を目標値としたが、今後適切な目標値の変更を検討する。
野生鳥獣対策	カラス被害対策対応件数	②	43件	52件	50件	45件	48件	B/C/D/F	生物の生息状況は年度毎で異なり、加えて区民申し込み事業であるため目標値設定が難しい。過去3年の平均値を目標値としたが、今後適切な目標値の変更を検討する。
自然観察会・体験会	自然観察会参加者数	-	実施	実施	実施	実施	-	A/C/D	事業参加をきっかけとして、環境意識の高揚及び行動変容の促進を目的として実施していることから、今後は、事後アンケートにて「参加して環境意識が高まった」と回答した割合を目標値とすることを検討する
自然観察路	周知	-	実施	実施	実施	-	-	D	長期的な保全の性質上、目標達成度が測ることが困難であるため、数値目標の設定は適さない。

ともにいきる

施策（取組の方向性） 生物多様性の保全・再生

取組 自然環境の保護

事業	実績				R7 目標値	R8 目標値	事業設計（各２点×７項目＝14点満点→10点満点に換算）	目標値設定理由
	活動	R５	R６	R７				
おおた区いきもの発見マップ	-	-	-	実施	－	－	A/D	令和７年度に生物多様性データ整理し、一部をマップ化しPDFで公開する。 今後、データの活用により生態把握や自然再興への意識啓発を図る。

取組 水環境の実態把握

事業	実績					R7 目標値	R8 目標値	事業設計（各２点×７項目＝14点満点→10点満点に換算）	目標値設定理由
	活動		R５	R６	R７				
河川・海域調査	河川・海域調査	－	実施	実施	実施	－	－	C/D/F	河川・海域の実態把握を目的としているため、目標設定が適切ではない事業。
水辺環境改善対策等	呑川の水環境実態調査監視日数	－	実施	実施	実施	－	－	C/D/F	呑川の改善状況の把握を目的としているため、目標設定が適切ではない事業。
	水質関係異常事故	－	実施	実施	実施	－	－	C/D/F	水辺での事故発生時の対応のため、目標設定が適切ではない事業。
水生生物・鳥類調査	水生生物・鳥類調査	－	実施	-	-	－	－	C/D/F	水生生物・鳥類調査を行い、水辺の状況を把握することを目的としているため、目標設定が適切ではない事業。

取組　自然環境の保護

事業名　**自然観察会・体験会**

目的概要

環境マインドを持つ人材の育成や生物多様性の社会への浸透を目的とし、大田区内５箇所に設置している自然観察路を中心に、区内ＮＰＯ等と自然観察会等を行います。また区内NPO等と共催し、自然をテーマとした各種体験会を行います。

実施内容

■ 自然観察会（大田区主催）

（共催：多摩川とびはぜ倶楽部、区共催）

	開催回数	参加者数
観察会	4 回	115人
サマースクール	3 回	延べ40人

■ みんなの田んぼ

（主催：おおたく環境探検隊、区共催）

会場	開催回数	参加者数
田園調布せせらぎ公園	全5回	延べ305人

■ コアジサシ保護活動

（主催：ＮＰＯ法人リトルターン・プロジェクト、区共催）
絶滅のおそれのある渡り鳥「コアジサシ」の保護活動

	開催回数	参加者数
観察会	2 回	85人
講演会	1 回	22人
営巣地整備	2 回	40人

■ 定例干潟の観察会他

（共催：多摩川とびはぜ倶楽部、区共催）
多摩川河口の大師橋干潟でカニや貝などの生態観察

	開催回数	参加者数
観察会等	9 回	295人

沿革　自然観察会は平成21年度から実施

ともにいきる　施策（取組の方向性）　生物多様性の保全・再生

取組	自然環境の保護
事業名	**自然観察路**
目的 概要	区内の代表的な自然環境を観察するのに適したモデルルートを設定しました。多くの区民が利用しやすいように、現地に案内板や解説板を設置しています。
実施内容	5つの自然観察路のパンフレット等を活用し、周知・広報を行っています。 【縄文のみち】本門寺公園 → 本門寺林 → 池上梅園（平成28年度更新） 【雑木林のみち】六郷用水（一部）→ 田園調布せせらぎ公園 → 多摩川台公園 → 宝来公園（平成29年度更新） 【池のみち】洗足池公園・小池公園（平成30年度更新） 【川と干潟のみち】六郷橋 → 大師橋（平成27年度更新） 【海と埋立地のみち】東京港野鳥公園 → 京浜島（平成2年度設置）
沿革	生物・植物調査を実施しパンフレットを作成：平成26年度から順次開始

取組：自然環境の保護

事業名：**特定外来生物の防除**

目的概要：国や東京都との連携により特定外来生物の防除・駆除を進め、生態系への被害防止に努めます。

実施内容：

■ ハクビシン等被害対策

生態系及び生活環境への被害の軽減と拡大の防止を目的に、ハクビシン・アライグマ等外来種の捕獲事業を実施します。

＜外来種わな設置・捕獲実績　令和7年度＞

わな設置件数	捕獲数		
	計	ハクビシン	アライグマ
130件	22件	16件	6 件

捕獲数は警察等からの回収を含む

■ 注意喚起ポスター等の掲出

自然観察路調査等を基に外来生物を捨てたり逃がしたりしないように注意喚起の啓発用ポスター、看板等を作成し、公園内等に掲出しました。

＜ポスター等設置場所＞

田園調布せせらぎ公園、洗足池公園、小池公園、多摩川台公園、宝来公園、丸子川六郷用水

沿革：ハクビシン等被害対策は平成26年8月から実施

取組　自然環境の保護

事業名　**野生鳥獣対策**

目的概要

カラス被害対策事業の実施、野生のハト・カラスへの給餌行為の規制によって、区民の生活環境向上や人と野生鳥獣との共存を目指します。

実施内容

■ カラス被害対策

民有地におけるカラス被害対策事業を実施し、繁殖期のカラスによる威嚇・攻撃等の被害を抑制します。
(公有地の巣の撤去等については各施設管理者にて対応)

＜カラス被害対策実績　令和７年度＞

巣の撤去	落下ヒナ回収	訪問調査
31件	10羽	9 件

■ 大田区ハト・カラスへの給餌による被害防止条例［令和４年４月１日施行］

野生のハト・カラスへの給餌（えさやり）は生態系や、フンや羽毛等による生活環境への影響を及ぼすおそれがあることから、条例によって野生のハト・カラスへの給餌行為を規制します。
対象の動物：野生のドバト、ハシブトガラス、ハシボソガラス
＜条例の主な内容＞
ア　公共の場所※でハト・カラスへの給餌をすることを禁止する。
イ　ハト・カラスへの給餌による被害を公共の場所に生じさせることを禁止する。
ウ　区内全域において、ハト・カラスへの給餌による被害を生じさせることがないよう努める。
※ 道路、河川、公園、広場その他の公共の用に供する屋外の場所をいい、民有地であって、日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用できる敷地を含む。



沿革

カラス被害対策は平成9年度から実施。
平成9年度から落下ヒナの捕獲事業開始。平成18年度から都のカラス対策事業引継ぎ（民有地の巣の撤去費用に半額補助（上限額１万円））。
平成21年度から民有地の巣の撤去・落下ヒナ捕獲等の業務委託開始。

ともにいきる　　施策（取組の方向性）　生物多様性の保全・再生

取組	自然環境の保護
事業名	**おおた区いきもの発見マップ**
目的 概要	これまで実施してきた水生生物・鳥類調査（59ページ参照）や区民協働調査の成果を総括するとともに、その他必要な調査を実施する基礎調査を行い、区内の生物多様性マップを作成・公開しました。
実施内容	■ 基礎調査 区保有の各種資料のまとめ作業を含む資料調査や現地確認を行い、環境学習や開発時の環境保全対策を講ずるための基礎資料とします。 ■ マップ作成 基礎調査によるデータを基に「おおた区いきもの発見マップ」（５エリア別）を区ホームページで公開しています。
沿革	令和７年度作成

ともにいきる　施策（取組の方向性）　生物多様性の保全・再生

取組　水環境の実態把握

事業名　**河川・海域調査**

目的概要

河川と沿岸海域での水質汚濁状況と、底質汚染状況を定期的に調査・監視し、今後の浄化対策の基礎資料として活用します。
【河川】水質：12地点　年４回　底質：７地点　年１回
【海域】水質：　７地点　年４回　底質：３地点　年１回

実施内容

＜河川水質環境基準達成状況　令和７年度＞

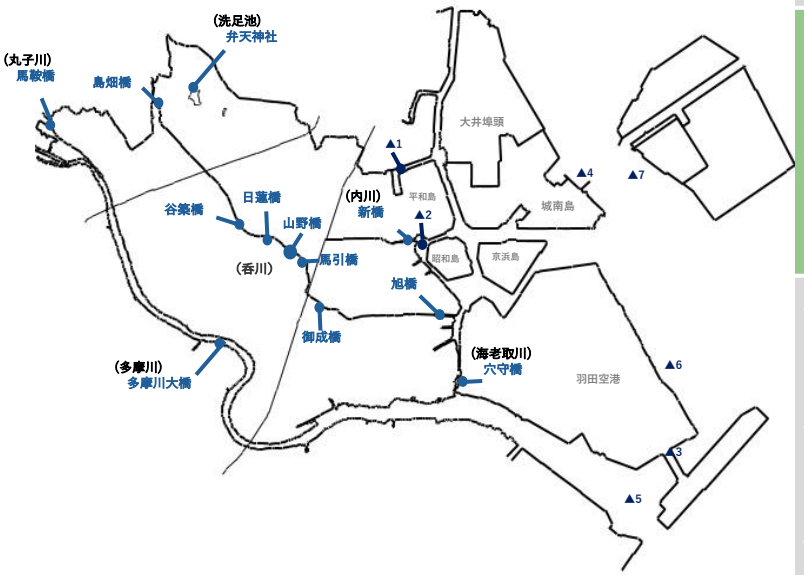
項目	BOD（生物化学的酸素要求量）			DO（溶存酸素量）		
地点	多摩川	呑川	内川	多摩川	呑川	内川
環境基準	3mg/L以下	8mg/L以下	5mg/L以下	5mg/L以上	2mg/L以上	5mg/L以上
達成件数(調査回数)	4 (４)	44 (44)	4 (４)	3 (４)	30 (44)	3 (４)

達成件数…各水域延べ調査回数（表層＋底層）

＜海域水質環境基準達成状況　令和７年度＞

項目	COD（化学的酸素要求量）						
地点	1	2	3	4	5	6	7
環境基準	8mg/L以下					3mg/L以下	
達成件数(調査回数)	8 (8)	8 (8)	8 (8)	8 (8)	8 (8)	2 (8)	6 (8)

項目	DO（溶存酸素量）						
地点	1	2	3	4	5	6	7
環境基準	2mg/L以上					表層5mg/L以上 底層2mg/L以上	
達成件数(調査回数)	5 (8)	5 (8)	8 (8)	7 (8)	8 (8)	8 (8)	6 (8)



【海域調査地点】

▲1 運河域　勝平橋西側
▲2 運河域　内川河口
▲3 運河域　森ヶ崎の鼻北東側
▲4 内湾域　城南島西防波堤内側
▲5 内湾域　多摩川河口
▲6 内湾域　羽田空港沖
▲7 内湾域　令和島西側

沿革　河川・海域調査は昭和48年度から実施

取組　水環境の実態把握

事業名　**水辺環境改善対策等**

目的概要

呑川の水環境実態調査を行い、今後の水質浄化対策の検討資料とします。
また、川や海で魚が浮上したり、油が流出するなど事態が発生した場合には、関係機関と連携をとりながら、その原因の究明調査等を実施し、迅速な被害拡大防止に努めます。
さらに、東京湾や多摩川水系の環境保全の推進のため、他の自治体との広域的な協働活動を行います。

実施内容

■ 呑川の水環境実態調査（令和７年度）

【現場監視】　日蓮橋（中央八丁目９番～西蒲田一丁目８番）～御成橋（蒲田一丁目29番～蒲田五丁目６番）において、原則として平日の毎日、色相、臭気、スカム等の発生状況、魚類や鳥類等の生息状況などについてパトロールを実施。

【水質・底質調査】　通常時（４地点・年12回）水質等の調査を実施

＜現場監視結果＞

監視日数	臭気確認	スカム確認
242日	12日	23日

＜水質調査結果＞

項目	BOD　75%水質値※				DO　年平均値			
地点	日蓮橋	山野橋	馬引橋	御成橋	日蓮橋	山野橋	馬引橋	御成橋
調査結果	1.6mg/L	2.2mg/L	2.4mg/L	1.7mg/L	8.2mg/L	4.4mg/L	4.2mg/L	4.4mg/L

※75%水質値：年間を通して4分の３の日数はその値を超えない水質レベル

■ 水質関係異常事故（令和７年度）

【水域別】　多摩川　１件

【事故の種類】　油流出　１件

■ 他自治体との協働

東京湾に面した26自治体で構成する「東京湾岸自治体環境保全会議」、多摩川水系の都内19自治体からなる「多摩川水系水質監視連絡協議会」に参加し、合同調査やイベントの開催、情報の収集を行っています。

沿革

呑川の水環境実態調査は平成3年度から実施

ともにいきる　施策（取組の方向性）　生物多様性の保全・再生

取組　水環境の実態把握

事業名　**水生生物・鳥類調査**

目的概要

区内の水辺環境を広く体系的に調査し、絶滅危惧種や外来種の把握を行い、環境学習や開発時の環境保全対策を講ずるための基礎資料とします。
本調査は数年おきに実施しています。最新の調査は令和５年度に実施しました。

実施内容

＜調査地点＞

水域	調査地点	魚類・底生生物	鳥類
多摩川	田園調布～鵜の木緑地	○	○
	六郷橋緑地	○	○
	大師橋緑地	○	○
呑川	上流域	○	○
	中流域	○	○
内川	四之橋～諏訪橋	○	－
洗足池公園	全域	－	○
運河海域	ふるさとの浜辺公園	－	○
調査地点数		6地点	7地点

＜令和５年度調査結果＞

○ 魚類は６目11科29種、底生生物は21目38科52種、鳥類は、13目33科74種が確認された。

○ 重要種は、魚類では12種、底生生物では13種、鳥類では41種が選定された。
※重要種の選定は、①文化財保護法(昭和25年)、②絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成４年)、③環境省レッドリスト2020(令和２年)及び④東京都レッドデータブック（本土部）2023(令和５年)を基準とした。

○ 外来種は、魚類では１種、底生生物では６種、鳥類では３種が確認された。
※外来種は、①特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、②我が国の生態系等に被害を及ぼす恐れのある外来種リスト（平成27年 環境省）③国外　外来種であることが明らかな種を基準とした。

沿革　水生生物・鳥類調査は昭和60年代から実施

令和７年度　大田区における循環経済への移行

Ⅰ.概要と目標

第２次大田区環境基本計画は、「持続可能な環境先進都市おおた」を目指し、特に循環経済への移行を重要な柱として設定しています。

循環経済とは、資源を再利用し、ごみを最小限に抑えることで、持続可能な社会を構築する考え方です。この移行において、以下の目標値を設定しておりますが、目標値の達成のためには、区民・事業者・区のより一層の行動変容・変革が求められます。

令和７年度実績（未更新）

カギ（Driver）	指標	計画策定時	最新値	目標値	達成度
循環経済への移行 **環境**	区民1人1日当たりのごみ量と資源の総量	585g 2023年度実績	569ｇ 2024年度実績	542ｇ	37.2%
環境×**生活**	ごみ減量・リサイクルに取り組む区民の割合	73.9% 2023年度実績	－（2026年度予定）	80%	－
	家庭系食品ロス量の削減率（2021年度比）	-	▲3.4% 2022年度実績	▲31%	10.9%
環境×**経済**	環境に配慮した経営をする企業の割合（資源循環）※中小規模事業所	39.0% 2023年度実績	- 2026年度予定	54%	-
	事業系食品ロス量の削減率（2021年度比）	-	▲17.1% 2022年度実績	▲31%	55.1%

Ⅱ.取組

1.ごみを排出しないライフスタイルへの転換

1. ごみの正しい排出方法の周知（冊子・リーフレット配布、アプリ配信）
2. 区民への３R周知・推進活動（古着の拠点回収、排出（ふれあい）指導）
3. 事業者に対する啓発・排出指導（講習会、立入指導調査等）



ごみ分別アプリ



ふれあい指導

廃棄物管理責任者講習会



Ⅱ.取組

2.資源の再生利用の推進

1. 資源プラスチック分別回収の実施
2. 小型充電式電池の回収事業
3. 不燃ごみの適正処理及び資源化事業

3.食ロス削減の推進

1. 区民への食ロス削減周知（出前授業、企業と連携し食ロス削減への行動変容支援（食べきり応援団））
2. 発生した食ロスの有効活用（フードドライブ等）



小型充電式電池回収ボックス



食べきり応援団



フードドライブ（お預りした食品）

Ⅲ.今後の展望

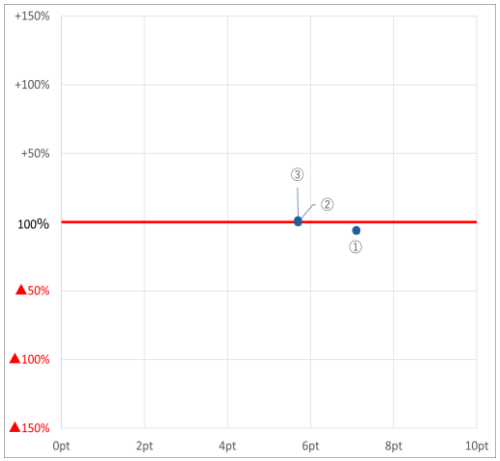
循環経済への移行を促進するには、行政だけでなく区民や事業者との連携が不可欠です。今後は、各主体の行動変容を一層促すべく、3Rの周知・普及啓発・指導をさらに推進するとともに、プラスチックの分別回収を始めとした資源の再利用や食品ロス削減に向けた施策を積極的に展開していきます。さらに、取り組み結果を定期的に評価し、必要に応じて施策を見直しながら、持続可能な未来を見据え、ごみ量の削減と資源化率の向上といった目標の達成を目指し、循環経済への移行を着実に進めていきます。

施策（取組の方向性） ごみを排出しないライフスタイルへの転換

一人ひとりがごみを減らし（Reduce）、再使用（Reuse）を心がけ、可能な限りごみを排出しないライフスタイルへの転換を進めます。

区民	買い物はマイバッグを持参し、詰め替え等の環境に配慮した製品を選び、使い捨てを減らします。 使えるものは捨てずに、フリーマーケット等を通じて必要な人に渡し再使用します。
事業者・区	DX化により紙の削減や事業活動の無駄な資源を減らします。

R7各事業の活動状況



取組 ごみ減量・３R推進のPRの充実

事業	実績 活動		R５	R６	R７	R7 目標値	R8 目標値	事業設計（各２点×７項目＝14点満点→10点満点に換算）	目標値設定理由
冊子・リーフレット等配布、アプリ配信（広報活動）	スマートフォンアプリダウンロード数	①	11,809件	16,152件	16,011件	17,000件	17,000件	A/B/C/D/G	R7目標値を継続
イベント参加によるＰＲ	参加イベント数	②	6件	6件	6 件	6 件	6 件	A/B/C/F	区民の環境意識の向上及び行動変容の促進を目的としてイベント参加していることから、参加イベント数を目標値とした。
古着の回収事業	回収量	③	108 t	125 t	150 t	148 t	165 t	A/C/D/F	R7実績の10%増
資源循環学習教室等の実施	資源循環学習教室等参加団体数	－	12団体	19団体	24団体	－		A/C/D/F	効果的な目標値設定について検討中のため、現時点では設定が難しい。
ふれあい指導の推進	啓発指導実施集積所数（延べ）	－	2,343か所	5,534か所	3,451か所	－		A/B/C/D	指導数の増減では目標達成度が測れないため、目標値の設定は難しい。

施策（取組の方向性） ごみを排出しないライフスタイルへの転換

取組 ごみ減量・３R推進のPRの充実

事業	実績					R7 目標値	R8 目標値	事業設計（各２点×７項目＝14点満点→10点満点に換算）	目標値設定理由
	活動		R５	R６	R７				
事業者に対する排出指導	立入指導調査件数（事業用大規模建築物）	－	159件	175件	106件	－	－	A/B/C	指導数の増減では目標達成度が測れないため、目標値の設定は難しい。
	立入指導調査（事業用建築物）	－	188件	153件	122件	－	－	A/B/C	指導数の増減では目標達成度が測れないため、目標値の設定は難しい。
事業者に対する普及・啓発	廃棄物管理責任者講習会受講事業者数	－	118所	142所	118所	－	－	A/C/F	受講者数の増減では目標達成度が測れないため、目標値の設定は難しい。
	廃棄物の減量及び適正処理事業者等表彰	－	3件	2件	0件	－	－	A/C	表彰数の増減では目標達成度が測れないため、目標値の設定は難しい。
浄化槽清掃業者の許可・指導	-	－	実施	実施	実施	－	－	A	実施数の増減では目標達成度が測れないため、目標値の設定は難しい。

施策（取組の方向性） ごみを排出しないライフスタイルへの転換

取組 ごみ減量・３R推進のPRの充実

事業	実績					R7 目標値	R8 目標値	事業設計（各２点×７項目＝14点満点→10点満点に換算）	目標値設定理由
	活動		R５	R６	R７				
民間事業者を活用したリユース推進事業	-	－	実施	実施	実施	－	－	C/E/F	実際にリユースされた数または重量が把握できないため、目標値の設定は難しい。
粗大ごみからのピックアップ回収	羽毛布団	－	2,065枚	2,469枚	2,495枚	－	－	C	ピックアップ回収量の増減では目標達成度が測れないため、目標値の設定は難しい。
	衣装ケース	－	49 t	49 t	36 t	－	－	C	ピックアップ回収量の増減では目標達成度が測れないため、目標値の設定は難しい。
	自転車	－	6,847台	10,826台	10,484台	－	－	C	ピックアップ回収量の増減では目標達成度が測れないため、目標値の設定は難しい。

取組

ごみ減量・３R推進のPRの充実

事業名

冊子・リーフレット等配布、アプリ配信（広報活動）

目的概要

様々な媒体（冊子・ホームページ、アプリ等）を活用して、ごみ減量・３Rの推進に関する普及・啓発を実施します。

実施内容

＜令和７年度＞

名称	発行部数等	配布場所等
「資源とごみの分け方・出し方」	61,000部	区内全世帯 特別出張所 戸籍住民課住民担当 清掃事務所等
「資源とごみの分け方・出し方」外国語版 （英語・中国語・ハングル・タガログ語・ネパール語・ベトナム語）	随時庁内印刷	特別出張所 戸籍住民課住民担当 清掃事務所等
「年末年始の資源とごみ収集のお知らせ」	24,946部	町会回覧
小学校環境学習副読本「みんなでごみを減らそうよ」	6,800部	区内小学校 清掃事務所等
「大田区清掃とリサイクル」	1,100部	清掃事務所等
「事業者の皆さんへ」	1,000部	清掃事務所等
「清掃だより」	年10回発行	地域力推進各地区委員会等
「大田区ごみ分別アプリ」	16,011件 （累計95,817件）	アプリ配信
動画「大田区のプラスチック回収について」	6,721再生	Youtube大田区公式チャンネル
動画「プラスチック回収における分け方出し方」	9,503再生	Youtube大田区公式チャンネル

沿革

スマートフォンアプリ「大田区ごみ分別アプリ～資源とごみの分け方・出し方～」は平成29年11月から配信

取組

ごみ減量・３R推進のPRの充実

事業名

イベント参加によるＰＲ

目的概要

様々なイベント等への参加の機会を活用して、ごみ減量・３Rの推進について普及・啓発を実施します。

実施内容

＜令和７年度　参加イベント等＞

イベント名	開催日	会場	内容
大田区子どもガーデンパーティー	令和７年４月27日（日）	－	環境学習用収集車でのごみ積込み体験
夏休みバス見学会	令和７年７月23日（水） 令和７年７月24日（木）	㈱リーテム東京工場	回収品の分別工程見学
大田清掃工場夏休み親子見学会	令和７年８月９日（土）	大田清掃工場	大田清掃工場の見学、環境学習用収集車でのごみ積込み体験など
多摩川清掃工場環境フェア2025	令和７年10月19日（日）	多摩川清掃工場	古着回収・リユース、環境学習用収集車でのごみ積込み体験など
ＯＴＡふれあいフェスタ	令和７年11月１日（土） ～11月２日（日）	平和の森公園	ごみ分別クイズ、SAFリサイクルに関する普及啓発など
エコフェスタ	令和８年３月７日（土）	大田区民ホール・アプリコ	古着回収 清掃車の展示

沿革

取組　ごみ減量・３R推進のPRの充実

事業名　**古着の回収事業**

目的概要

古着のリユース意識を高め活動を普及するため、地域的な拠点回収の利用拡大を進めます。
事業開始当初は４会場で２か月に１回の頻度で実施し、以後開催数や会場数を拡大しています。（令和８年度は各会場において月１～２回開催予定）
民間事業者等と連携し、多様な手法で古着回収の受け皿を確保します。
回収した古着は区民や区内児童・福祉施設・教育機関等へのリユースを行い古着の地域循環且つごみ減量の実現をめざします。

実施内容

＜令和７年度＞

■ 古着の拠点回収

会場数	回収回数	回収量
19か所	205 回	96 t

回収実績には、スマイル大森、多摩川児童館、東糀谷6丁目アパートでの臨時回収分を含みます。

■ 古着のボックス回収

古着回収ボックス設置数	回収量
34か所	54 t

沿革

令和元年度から事業開始。令和２年度から開催数や会場数の拡大を実施（拠点回収）
令和６年度から事業開始（３ヶ年限定の実証事業）（ボックス回収）

取組　ごみ減量・３R推進のPRの充実

事業名　**民間事業者を活用したリユース推進事業**

目的概要

ごみ排出の前にリユースという選択肢を区民に向けて提示することで、区民のリユース意識や行動変容を促進し、ごみ・温室効果ガス削減に寄与する。

実施内容

■おいくら

インターネット上でリサイクルショップなどによる一括査定ができるサイト。

区民は『おいくら』を通じて粗大ごみ対象品目等の引き取りを依頼し、各リサイクル事業者から査定結果が提示され、区民と事業者間で取引を行います。

■ジモティー

インターネット上で、個人間で取引ができる掲示板サイト。

区民は『ジモティー』に不要となった「もの」を出品し、それを必要とする人が購入または無料引き取りし、直接取引もしくは送付することで個人間の取引を可能としています。

＜令和７年度＞

サイト名	依頼（投稿）品目数
おいくら	9,458件
ジモティー	67,982件

沿革　株式会社マーケットエンタープライズ（おいくら）とは令和６年３月に連携協定締結、株式会社ジモティーとは令和６年10月に連携協定締結

取組

ごみ減量・３R推進のPRの充実

事業名

資源循環学習教室等の実施

目的概要

幅広い世代に対して、ごみの正しい排出方法やリサイクルの重要性、新たな環境課題や対策のための具体的な解決行動などについて理解を深めるための学習機会を提供します。

・小学校（主に４年生）、保育園・児童館で環境学習を実施
・自治会・町会など地域へ出向く出前講座を実施

実施内容

＜令和７年度＞

管轄	小学校		保育園・児童館		自治会・町会	
	実施学校	参加者数	実施園・館	参加者数	回数	参加者数
大森清掃事務所	１校	75人	１園０館	-	-	-
蒲田清掃事務所（調布地区）	７校	782人	-	-	-	-
蒲田清掃事務所（蒲田地区）	11校	721人	２園０館	100人	２回	100人
計	**19校**	**1,578人**	**３園０館**	**100人**	**２回**	**100人**





沿革

保育園・児童館における環境学習は、平成28年度から蒲田地区でモデル開始、平成29年度から実施地域を拡大
自治会・町会への出前講座は、平成25年10月から実施

取組　ごみ減量・３R推進のPRの充実

事業名　**ふれあい指導の推進**

目的概要

ごみの適正分別・排出・処理がなされるように、清掃事務所では、区民・事業者との対話を中心とするきめ細かな「ふれあい」を大切にした指導を行うふれあい指導活動に取り組みます。
清掃事業の区移管後も指導業務の強化を図るため指導業務運営方針を策定し、指導班を設置して、収集班との連携のもとに、区全域に係る共通課題や各清掃事務所の地域特性を踏まえた所別重点課題を設定して活動しています。

実施内容

■ ふれあい指導（集積所における排出指導）

集積所の可燃・不燃・資源の分別や排出状況、事業系有料ごみ処理券の貼付、医療系廃棄物・危険物等の排出状況などの調査・指導を行っています。

（令和７年度の取組内容）

- 不適正排出されたごみ袋を破袋し、排出者が特定できた場合の直接指導や、集積所近隣へリーフレットを配布するなどの啓発指導を実施（延べ 3,451 集積所）しました。
- 一定期間警告をしたのち、不適正排出された廃棄物の回収を実施（1,581件）するなど集積所の美化に努めました。



沿革　ふれあい指導は東京都清掃局時代の平成10年度から実施

取組　ごみ減量・３R推進のPRの充実

事業名　**事業者に対する排出指導**

目的概要

事業者に対し、適正排出について指導を行います。事業者は事業活動に伴って発生する廃棄物について、自らの責任において処理するか、民間処理業者に委託することが原則です。少量で家庭ごみの収集に支障のない範囲において、事業系有料ごみ処理券を貼付して集積所に排出することができます。

【マニフェスト（一般廃棄物管理票）制度】次の①～③の事業者には廃棄物の種類・重量・排出場所等を記載する「マニフェスト」の作成が義務付けられています。①事業系一般廃棄物(汚泥を除く)を１日平均100kg(月3ｔ)以上排出する事業者 ②事業系一般廃棄物のうち汚泥を排出する事業者 ③事業系一般廃棄物を臨時に排出する事業者

実施内容

■ 一般廃棄物処理業（一般廃棄物の収集・運搬、処分を業とする者）の指導

（令和8年3月31日現在）	収集運搬業	処分業
許可件数	284件	6 件

■ 排出指導

保管場所届出・
立入指導の実施対象：

大規模建築物	集団住宅	延べ床面積3,000㎡以上の建築物
	事業用	事業用途に供する部分の延べ床面積3,000㎡以上の建築物
事業用建築物	事業用途に供する部分の延べ床面積1,000㎡以上3,000㎡未満の建築物	

保管場所別	対象	保管物	届出件数
廃棄物	延べ床面積3,000㎡以上の大規模建築物（集団住宅の廃棄物保管場所には資源物保管スペースも含む）	可燃ごみ、不燃ごみ（集団住宅は資源を含む）	25件
再利用対象物	事業用途に供する部分の延べ床面積3,000㎡以上の建築物	事業用大規模建築物の資源	17件
回収資源	居住予定人員100名以上の集団住宅	集団回収資源	5 件

立入指導対象別	対象建築物	調査件数
大規模建築物（事業用）	607棟	106件
事業用建築物	553棟	122件

沿革　一般廃棄物処理業の許可は平成24年度まで各区で事務処理を行っていたが、平成25年度から東京二十三区清掃協議会の管理執行事務として実施

取組　ごみ減量・３R推進のPRの充実

事業名　**事業者に対する普及・啓発**

目的概要

事業者に対し適正排出について普及・啓発を行います。
事業者に対する講習会や表彰を実施することによって、ごみ減量や資源化推進の活動意欲を高め、企業価値の向上を図ります。

実施内容

■ 廃棄物管理責任者講習会

事業用大規模建築物の所有者は、廃棄物管理責任者を選任して区長に届出を行わなければいけません（大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第18条）。
区では、事業用大規模建築物の新任の廃棄物管理責任者を対象に、ごみの減量やリサイクルの推進の基本について講習を実施しています。

	実施回数	受講事業所数
新任講習会	1回	118所



■ 事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理事業者等表彰
（延べ床面積3,000㎡以上の建築物）

事業系ごみの減量及び資源化の一層の推進を図ることを目的として、自主的かつ積極的に取り組み、顕著な成果を挙げている優良事業者の表彰を行っています。



沿革

廃棄物管理責任者講習会は、平成12年度から区で実施
事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理事業者等表彰は、平成28年度から実施

取組　ごみ減量・３R推進のPRの充実

事業名　**浄化槽清掃業者の許可・指導**

目的概要

大田区の排水処理はほとんどの地域で下水道により行われていますが、一部地域では浄化槽で処理されています。
区は、浄化槽清掃業者の許可・指導及び保守点検業者の紹介を行っています。
区内の浄化槽は15基が登録されています（令和8年3月31日現在）。その多くは事業用のものです。

実施内容

■ 浄化槽清掃業者の許可・指導

浄化槽管理者（設置者）は、浄化槽を年１回以上、区長の許可を受けた浄化槽清掃業者に清掃させなければいけません。
浄化槽清掃業を営む者は、浄化槽清掃業の許可と浄化槽汚泥の収集運搬を行うための一般廃棄物処理業の許可を併せ持たなければいけません。

23区内許可業者 **（令和８年３月31日現在）**		44社
	うち 大田区内許可業者	3社

■ 浄化槽管理者の保守点検履行

浄化槽管理者は、浄化槽の法定検査を年１回行わなければいけません。
このため、区は管理者の求めに応じて、業界団体を通じて保守点検業者を紹介しています。

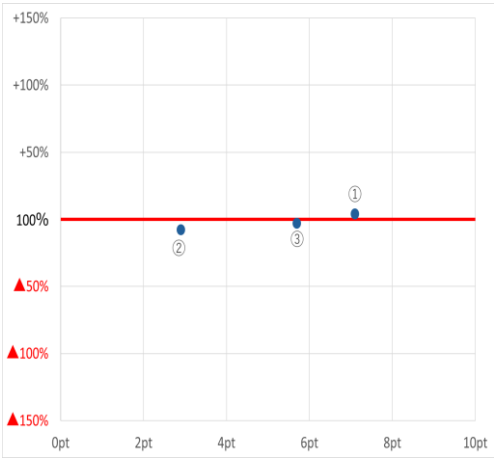
沿革

施策（取組の方向性） 資源の再生利用の推進

ごみを減らし再使用しても残ってしまう不要物については、可能な限り再生利用（Recycle）します。
また、植物由来のバイオプラスチックなど再生可能な（Renewable）資源を利用する取組を進めます。

区民	資源とごみの分別を徹底し、積極的に集団回収にも参加します。
事業者・区	環境に優しい原料や工程で製品を製造し、ごみとなったものは適正に処理します。

R7各事業の活動状況



取組 Recycle

事業	活動		実績 R５	実績 R６	実績 R７	R7 目標値	R8 目標値	事業設計（各２点×７項目＝14点満点→10点満点に換算）	目標値設定理由
資源プラスチック回収	分別率（※）（回収量）	①	22.7%（936ｔ）	23.9%（1,858ｔ）	23.9%（5,049ｔ）	23.0%	24.0%	A/C/D/E/G	他区の分別率が20~25%で推移 R9までに25%を目標とする。
廃食用油のSAFリサイクル	廃食用油回収量	②	―	639Ｌ	3,182Ｌ	3,450Ｌ	3,450Ｌ	C/D	R7目標値を継続
集団回収事業への支援	活動実績数	③	748団体	742団体	729団体	748団体	735団体	A/C/D/F	R７実績の６団体増（各所２団体増）
資源の行政回収・集団回収	行政回収収集量	-	24,300t	23,894t	23,583t	-	-	C/D/F	回収量の増減では目標達成度が測れないため、目標値の設定は難しい。
	集団回収収集量	-	9,420t	8,567t	7,643t	-	-	C/D/F/G	回収量の増減では目標達成度が測れないため、目標値の設定は難しい。
資源持ち去り防止パトロール	警告書交付	-	13件	23件	17件	-	-	A/C/D	交付数の増減では目標達成度が測れないため、目標値の設定は難しい。

（※）R5～R6実績は、一部先行実施地域のため参考数値

施策（取組の方向性） 資源の再生利用の推進

取組 Recycle

事業	実績					R7 目標値	R8 目標値	事業設計（各２点×７項目＝14点満点→10点満点に換算）	目標値設定理由
	活動		R５	R６	R７				
不燃ごみの適正処理及び資源化事業	資源化量	-	1,317t	1,209ｔ	1,177ｔ	－	－	A/C/D	回収量の増減では目標達成度が測れないため、目標値の設定は難しい。
小型家電リサイクル事業	資源化量	-	1,990ｔ	2,107ｔ	2,071ｔ	－	－	C/D	回収量の増減では目標達成度が測れないため、目標値の設定は難しい。
ペットボトルのボトルtoボトル水平リサイクル	-	-	-	実施	実施	－	－	A/C/D/E/F/G	回収量の増減では目標達成度が測れないため、目標値の設定は難しい。

取組：Recycle

事業名：**資源プラスチック回収**

目的概要：温室効果ガスの排出削減、ごみ減量及び最終処分場の延命化を図るため、プラスチック製容器包装及びプラスチック製品の資源回収について、令和7年4月からの区内全域実施により、更なる温室効果ガス削減および循環型社会の実現を推進します。

実施内容

	令和４年度（令和４年11月開始）	令和５年度（令和５年10月拡大）	令和６年度	令和７年度（区内全域実施）
対象世帯数	約２万世帯	約12万世帯	約12万世帯	約42万世帯
回収量	120 t	936 t	1,858 t	5,049 t

沿革：令和4年11月から事業開始。令和7年4月から区内全域実施

取組　Recycle

事業名　**資源の行政回収・集団回収**

目的概要

ごみの減量と資源循環を図るため、資源７品目（新聞・チラシ、雑誌・雑がみ、紙パック、段ボール、飲食用びん、飲食用かん、ペットボトル）及び家庭で使い終わった食用油（廃食用油）を「資源」として回収します。
また、家庭から出る新聞、雑誌、段ボール、アルミ缶などの資源を自主的なグループによって回収する集団回収を促進します。

実施内容

○ 資源分別収集品目・実績（令和７年度）

単位：t

	古紙類 新聞 雑誌・雑がみ 段ボール	びん	かん	食品トレイ 発泡スチロール	紙パック	ペットボトル	廃食用油	布類	計
回収場所	集積所 約34,000か所						特別出張所等 18か所	特別出張所等 16か所	-
行政回収 （集積所回収）	13,774	4,723	1,524	2	120	3,430	10	—	23,583
集団回収	7367	1	184	0	12	0	0	79	7,643
計	**21,141**	**4,724**	**1,708**	**2**	**132**	**3,430**	**10**	**79**	**31,226**

沿革

平成27年10月1日から回収品目に発泡スチロールを追加
令和７年４月１日から発泡スチロールと食品トレイをプラスチックとして回収

取組：Recycle

事業名：**集団回収事業への支援**

目的概要：自主的にグループを作り、家庭から出る新聞、雑誌、段ボール、アルミ缶などの資源を回収し、大田区に登録した資源回収業者に引き渡すことで、ごみの減量と資源循環を図る活動を促進します。
町会、自治会、子ども会、PTA、集合住宅管理組合など、区内の住民で組織された団体（営利を目的としていない）で、1グループ当たり原則として10世帯以上の団体であれば「リサイクル活動グループ」として団体登録ができます。

実施内容：

■ リサイクル活動グループへの支援
区は、リサイクル活動グループに対し回収実績に基づき報奨金を支給します。

＜令和７年度＞
※登録数は令和８年３月31日現在のグループ数
※活動数は活動実績があったグループ数

登録数	834団体
活動数	729団体



■ 集団回収登録業者への支援
集団回収登録業者は、活動グループと契約して資源を引き取る業者です。登録業者には支援金が交付されます。

令和8年3月31日現在の登録数：46業者

沿革：令和3年度から集団回収登録事業者に対する支援金交付を開始

取組：Recycle

事業名：**資源持ち去り防止パトロール**

目的概要：
「大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、指定事業者以外の者が資源物を集積所から持ち去る行為を禁止するとともに、区長の禁止命令に対する違反者に罰金を科します。
また、資源持ち去り防止対策として、区内集積所のパトロールを民間事業者に委託し、持ち去り行為を行う者への注意・指導を行います。
令和８年４月１日から、対象を資源から一般廃棄物に拡大しています。

実施内容：

■ ごみ・資源持ち去りパトロールの実施等

委託や職員により、パトロール車での巡回指導を実施します。また、区報等にて一般廃棄物の持ち去り防止について周知します。





＜令和７年度（資源持ち去り防止のみ）＞

・委託によるパトロール（２台/日）
　月曜日から土曜日の午前６時30分から午前９時までの間で実施しました。
　実施日数　309日
・職員によるパトロール（１台/日）
　実施回数　23回
・警告書17件、命令書１件交付、告発１件
・区報に掲載（令和８年３月11日号）

沿革：
平成12年４月１日「大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」施行。改正：平成15年７月１日、資源ごみを「資源物」と位置づけ、区の所有物として指定事業者以外の収集・運搬を禁止。平成21年４月１日、持ち去り行為禁止を規定化（罰則20万円）。委託業者によるパトロール開始
委託パトロール体制：令和３年度から 委託車両１台により週６日実施（月～土曜日、各日６：30～９：00）。令和４年度から委託車両を2台へ。令和８年度から対象を資源から一般廃棄物に拡大

取組　Recycle

事業名　**小型家電リサイクル事業**

目的概要

小型家電には貴金属、レアメタル等の有用な金属が含まれています。回収した小型家電から金属類を取り出し、資源の有効活用を図ります。
小型家電10品目を区施設など42拠点で回収しています。併せて粗大ごみ及び不燃ごみからも回収しています。

実施内容

対象品目	［小型家電10品目］携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、卓上計算機、ACアダプター、USBメモリ	
	小型家電（小型家電10品目を除く）、粗大ごみ及び不燃ごみに係る有価物（鉄製品、ＬＥＤ照明など）	
回収方法	① 拠点回収	区内42か所に回収ボックスを常設して小型家電10品目を回収
		設置場所：区役所本庁舎、特別出張所、清掃事務所、（一財）大田区環境公社田園調布本部、一部の区立図書館、消費者生活センター、南馬込文化センター、池上会館、雪谷文化センター、大田区民プラザ、大田区産業プラザ、大田区民ホール･アプリコ、カムカム新蒲田、大森地域庁舎
	② ピックアップ回収	粗大ごみ及び不燃ごみから小型家電及び有価物を回収

【資源化量】
回収した有価物は国が指定する認定事業者に売却し、国内においてリサイクルします。

令和７年度		小型家電10品目	ＬＥＤ照明※	小型家電（10品目除く）	その他有価物	計
拠点回収		4 t	—	3 t	—	7 t
ピックアップ回収	粗大ごみ	—	—	572 t	655 t	1,227 t
	不燃ごみ	11 t	4 t	360 t	462 t	837 t
計		15 t	4 t	935 t	1,117 t	2,071 t

※LED照明からは、アルミニウム、銅、貴金属等を回収

沿革

平成25年４月の「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」の施行に伴い、平成25年10月１日から小型家電の資源化事業を開始。平成24年度から開始した粗大ごみの資源化事業は、本事業に統合。

取組　Recycle

事業名　**不燃ごみの適正処理及び資源化事業**

目的概要

不燃ごみ中の水銀含有物（乾電池、蛍光灯等）、有用金属等を回収・資源化することにより、環境汚染の防止、最終処分場の延命化を図っています。

実施内容

＜令和７年度＞

	大森地区	調布地区	蒲田地区	計
収集量	954 t	745 t	1,135 t	2,834 t

	家電類	鉄類	小型家電10品目	LED	乾電池	蛍光灯	陶器	びんかんスプレー缶	計
資源化量	360 t	462 t	11 t	4 t	141 t	35 t	85 t	79 t	1,177 t

■ 収集後の流れ
民間中間分別施設（選別）
⇒水銀含有物　⇒専門業者において適正処理
⇒有用金属（資源化物）　⇒認定事業者へ売却
⇒陶器　⇒認定事業者へ売却
⇒その他不燃ごみ　⇒清掃一部事務組合処理施設

沿革

平成27年６月「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が制定・公布され、令和元年度末で埋立処分場での水銀含有物の受入れが終了
平成28年度から不燃ごみの適正処理及び資源化事業を開始。平成28年度は大森清掃事務所管轄の一部地域、平成29年度は大森清掃事務所管轄及び調布清掃事務所管轄の全域、平成30年度以降大田区全域で実施

取組	Recycle
事業名	**小型充電式電池回収事業**
目的 概要	小型充電式電池が可燃ごみなどに混入して排出され、リチウムイオン電池等が原因となる火災が相次いで発生していることを踏まえ、発火対策を講じた回収ボックスによる小型充電式電池の回収をしています。

実施内容

■投入可能物　モバイルバッテリー、リチウムイオン電池などの小型充電式電池
（膨張・破損・メーカー不明のものを含む）

■設置箇所　区内２０か所

①大田区役所本庁舎１階
②カムカム新蒲田
③スマイル大森
④馬込文化センター
⑤ライフコミュニティ西馬込
⑥池上会館
⑦田園調布せせらぎ館
⑧雪谷文化センター
⑨糀谷文化センター
⑩羽田地域力推進センター
⑪六郷地域力推進センター
⑫大田区民プラザ
⑬大田区産業プラザ
⑭大森清掃事務所
⑮蒲田清掃事務所
⑯大田図書館
⑰大森東図書館
⑱大森西図書館
⑲久が原図書館
⑳洗足池図書館



沿革	令和８年５月11日から消火剤・温度センサー等を搭載した回収ボックスを設置

取組：Recycle

事業名：**廃食用油のSAFリサイクル**

目的概要：家庭で発生する廃食用油をSAFの原料として回収・リサイクルする仕組みを構築することで、脱炭素社会の実現を推進します。

実施内容：

家庭で発生する廃食用油を、連携先である各事業者が区内で運営する店舗に設置した回収ボックスでSAFの原料として回収します。区は、SAFが脱炭素化に貢献するものであることをより広く区民に周知するとともに、使用済み食用油の回収を促進するため、広報等による普及啓発を実施します。

＜令和７年度＞

店舗数（令和８年３月31日現在）	回収量
７店舗	3,182Ｌ

沿革：令和６年11月、日本航空㈱ほか５社と連携協定締結。以後、連携先の店舗にて廃食用油の回収を開始

取組	Recycle
事業名	**ペットボトルのボトルtoボトル水平リサイクル**
目的 概要	民間事業者４者と連携した「環境負荷軽減」に資する新たな取組として、本庁舎にペットボトルの減容回収機を設置して、回収した使用済みペットボトルを新たなペットボトルへと再生する水平リサイクル事業を実証的に進めています。 この取組を通じて、区民や事業者への普及啓発を行い、さらなる行動変容に発展していくことを目指していきます。
実施内容	＜Ｒ７年度実績＞ 【ペットボトル回収本数】 58,863本　※500ml容器換算 【CO_2削減効果】 化石燃料から新たにペットボトルを作成するのと比較して、 約６割のCO_2排出量を削減。
沿革	R6年度から実施

本庁舎設置場所の様子





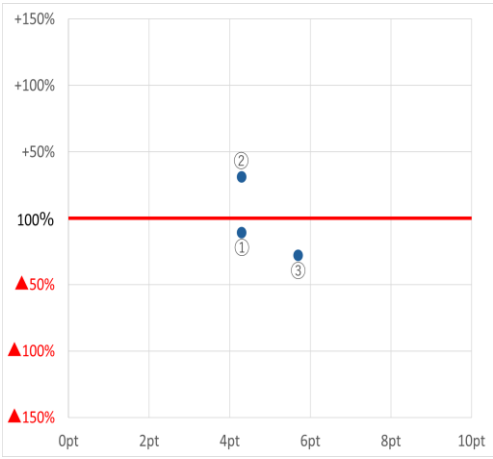
施策（取組の方向性） 食品ロス削減の推進

食品ロスの削減は、ごみの削減であると同時に、調理にかかったエネルギーや資源など、様々な”もったいない”を解消する取組です。食品ロスについてよく知り、食品ロスを出さない意識を持ち、削減行動を実践します。

区民	食品の買いすぎや調理による作りすぎ、食べ残しを減らします。
事業者・区	食品の製造工程で出るロスは、フードドライブ等を通じて有効活用します。

取組 食品ロス削減への行動変容

R7各事業の活動状況



事業	活動		実績 R5	実績 R6	実績 R7	R7 目標値	R8 目標値	事業設計（各2点×7項目＝14点満点→10点満点に換算）	目標値設定理由
食品ロス削減事業	大田区食べきり応援団 年度末登録事業者数	①	54事業者	59事業者	57事業者	64事業者	64事業者	A/D/F	R7目標値を継続
	出前授業 参加者数	②	380人	518人	783人	600人	861人	A/E/F	R7実績の10%増
フードドライブ	フードドライブ 回収量	③	1,394kg	885kg	720kg	1,000kg	1,000kg	A/C/D/F	R7目標値を継続
食品ロス削減月間における普及啓発	食品ロス削減月間 パネル展開催	-	実施	実施	実施	-	-	A/B/D	不特定多数の方が利用する場所での展示であるため、正確な実績の把握ができず、目標値の設定は難しい。

取組　食品ロス削減への行動変容

事業名　**食品ロス削減事業**

目的概要

（一財）大田区環境公社と連携し、「大田区食べきり応援団」「出前授業」「未利用食品の有効活用」等の食品ロス削減にかかる普及啓発事業を実施します。

実施内容

■ 大田区食べきり応援団

区内で食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品取扱事業者等を「大田区食べきり応援団」として登録し、その利用を促進することで、事業者及び消費者への食品ロス削減にかかる意識啓発につなげます。

登録事業者数 令和８年３月31日現在
57事業者



■ 出前授業

将来を担う小・中学生を対象に、食品ロスについて「知る」「考える」きっかけとなる出前授業を実施します。

実施校数	参加人数	実施日	協力企業・団体
９校	783人	７月17日、９月10日、９月18日、９月20日、10月１日、10月７日、10月10日、１月14日、３月11日	㈱東急ストア、カルビー㈱、ワタミ㈱、㈱ライフコーポレーション

■ 未利用食品の有効活用（地産地消型未利用食品マッチング）

区内事業者から提供される未利用食品を食品を必要とする区内福祉団体等とマッチングし、有効活用を図ります。

紹介件数：１件

沿革　令和４年度から（一財）大田区環境公社委託事業

取組　食品ロス削減への行動変容

事業名　**フードドライブ**

目的概要

家庭でまだ食べられるのに捨てられてしまう未利用食品を区に持ち寄ってもらい、地域の　福祉団体や施設などに寄付します。
受付場所を区役所本庁舎（８階）のほか特別出張所に設置し、利便性を図っています。

実施内容

＜令和７年度＞

時期	【第１回】令和７年６月９日～13日 【第２回】令和７年９月８日～12日 【第３回】令和８年１月19日～23日
受付場所	特別出張所５所（入新井・池上・嶺町・羽田・矢口）、 ごみ減量推進課（区役所本庁舎８階）
参加者数	延べ155人（内訳：第１回44人、第２回67人、第３回44人）
寄付内容	重量 720kg



（フードドライブでお預かりした食品）

沿革　平成29年度から開始

取組　食品ロス削減への行動変容

事業名　**食品ロス削減月間における普及啓発**

目的概要

10月の食品ロス削減月間にあわせ、区民が家庭の各場面において実施しやすい食品ロス削減に寄与する取組を紹介します。また、月間キャンペーンを通じて普及啓発を強化することで、区民の食品ロス削減に関する意識醸成と行動変容の促進を図ります。

実施内容

＜令和７年度＞

■食品ロス削減月間キャンペーンの実施

学校法人佐伯学園佐伯栄養専門学校の監修により食材を丸ごと使用する食品ロス削減レシピを10件作成しました。

イベント等の機会を捉え、食品ロス削減に関するパネル展示やクイズ・アンケートの実施、啓発グッズの配布等を行いました。

イベント名	実施日	実施内容
大田区生活展	10月５日	パネル展示
大田区ナナハト学校	10月18日、10月19日	パネル展示、クイズ、アンケート
食品ロス削減月間パネル展	10月21日～10月24日	パネル展示



■ 食品ロス削減啓発動画の配信

家庭でできる食品ロス削減の実践に関する啓発動画を大田区公式Youtubeチャンネルで配信しました。

・冷蔵庫整理と食品ロス削減（令和２年度作成）
・６分でわかる まるごと野菜のエコレシピ（令和４年度作成）
・食品ロスをへらそう！冷凍術のコツとレシピ（令和５年度作成）
・食品ロスを削減しよう～身近な取組みで簡単に減らせます！！～（令和７年度作成）



沿革

令和２年度から開始
※グッズを活用した行動変容策は令和５年度から開始